

## 【教育部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

### 学校教育課

Q. 説明資料の132ページ、7番の天城小学校管理運営事業です。ここの事業の成果のところ、2段目になりますけれども、ブルートゥースユニットを購入というふうにあります。これは何台ぐらい購入されたのかということと、もう一つは、あまり私もブルートゥースとかこの辺のことに詳しくないので教えていただきたいんですけども、例えば生徒さん一人一人にタブレット1台というふうな授業のほうに変わって行って、職員室では先生方がそれぞれ自分の席でパソコンを持っていて、そこで例えば教材などの資料なんかも作っていらっしゃるのかななんて思うんですけども、その先生方が持っていらっしゃるパソコンにブルートゥース機能が搭載されていないと、これが何か必要になるような、生徒さんがタブレットを持つことによって、先生方のほうでもそれに対応するようなことが必要になってこのブルートゥースユニットの購入が現場では必要になったというふうな、そんなふうな解釈でよろしいでしょうか。

A. ブルートゥースユニットでございますけれども、基本的にタブレットと、あとはアンプ、スピーカーをつなぐものとして、経由するものとして購入させていただいております。基本的にタブレット、音声が出てまいりますので、そういったものをスピーカーへつなぐものとして使えるということの中で購入させていただきました。

台数については、1台ということでございます。

〔「オンライン用」と言う人あり〕

A. オンライン用じゃないです、タブレット用です、すみません、失礼しました。

Q. そうしますと、ふだん例えがあれなんですけれども、自分が持っているスマホからアンプとかにそれを差し込んで、スマホの音源をそちらのスピーカーから出すというふうな使い方をするような感じなんですけれども、そういうふうなことが学校の現場でも求められて行うようになったということでしょうか。

A. ブルートゥース、無線なものですから、パソコンとあと経由してそのままつながっていくという、ペアリングというやり方がある、それをするとなつなぐことができるんですよ。それによって音声はそちらに飛んでいくという格好になります。

Q. そうしますと、このブルートゥースを使うような授業というのは、音声を出すのが必

要だということになると、英語とかに使われているということですか。

A. 御指摘のとおりで、音が鳴るものについて基本的にはブルートゥースを使ってまいります。あと、映像的なものでも音声が入るものがあるかと思imasので、そういったものについてもブルートゥース使われると思います。

Q. このブルートゥースの記載があるのが天城小学校だけなんですけれども、ほかの学校ではそれは必要ないというふうな現場の状況なんですか。

A. 現状、御要望があったのが天城小学校のみとなっておりますが、今後使い勝手がいいということであるのであれば、その辺は購入等もほかのところにも働きかけなどを考えていければなと思っております。現状は天城小学校だけとなります。

Q. じゃ、これは天城小学校のみから要望があって購入をしたということなんですね。

すみません、これ決算書のほうを見ると、電子オルガンと一緒に購入の中に入っているので、幾らか分からないんですけれども、お幾らぐらいのものを購入されたのでしょうか。これで最後にします。

A. すみません、オルガンのほうは18万7,000円で、ブルートゥースユニットのほうが2万8,000円となります。

Q. 成果説明資料は136ページ上段の中伊豆小学校教育振興事業464万3,000円の決算額で、このうち事業内容の指導者用教材購入費91万5,000円、括弧して教師用指導書、国語、算数、社会、理科とあります。ほかの同じく小学校教育振興事業のそれぞれの小学校の指導者用教材購入費の括弧書きを見るとデジタル教科書ということで載っていて、事業の成果等にも、デジタル教科書を利用することによって資料の提示や編集が容易になって教材研究の時間を確保でき、統一の視覚により児童の学びを深めることができたとあるんですが、中伊豆小学校のこの成果説明資料には、デジタル教科書という名前の文言が載っていないんですが、これはデジタル教科書のほうを指導者用に用意できなかったのか、それともしてあって書き忘れたのか、どっちなんですか。

A. 申し訳ございません。ほかのところと同じという形になります。ですので、デジタル教科書の中の教師用の指導書という形で御理解いただければと思います。

Q. 分かりました。

そうしますと、それぞれの小学校の中で、その教師用の指導書も例えば中伊豆小学校は国語、算数、社会、理科とか、あとは天城小学校については社会、理科のみとかいろいろあるんですけれども、これは教育委員会側のほうからこの科目についてそろえて

くださいじゃなくて、学校側のほうから要望があってその教科書をそろえたという認識なんですか。

A. この教科書自体の改訂が、令和2年度に小学校についてはございました。その小学校、令和2年度に改訂したもので、そのときに必要な教科書、指導用の教科書をデジタル化しようというところの中で御要望いただいた部分、必要と考えられた部分を令和2年度整備させていただいております。ただ、令和3年度については、各学校同じデジタル教科書を採用していきたいというところの観点から、足りていない部分、要は前年度に買わなかった部分で共通してそろえられる量を購入させていただいたというところの中でばらばらになっているという状況でございます。

Q. そうしますと、今の御説明だと令和2年度から取りかかっているけれども、令和3年度については、前年の令和2年度にそろえ切れなかった教科についてそろえたということで、ということは、小学校については全校同じ、全ての科目というのかは分かりませんが、必要な科目のものはそろえられたということによろしいですか。

A. 御指摘のとおりでございます。全部そろったということで理解しております。

Q. 実は、今朝の静岡新聞の朝刊の1面にもデジタル教科書について記事がちょっと載っていたんですけども、2025年度までには、この8月、国の方針で全小中学校の児童生徒に端末のほうは配ってあるんですけども、デジタル教科書の活用についても進めていきたいという、そういう記事が載っていました。

この令和3年度の指導者用の教材購入ということで2年度、3年度でやってきたわけなんですけれども、これはいずれ児童生徒側のほうの端末にも同じようにデジタル教科書のソフトを入れる、そのための準備段階ということで捉えているのでしょうか。それであれば、令和3年度に、2年度も含めてなんですけど、実際に学校の先生側のほうがこのデジタル教材を購入して運用・活用はしてきたと思うんです。その上でのメリットについては、事業の成果のところには書かれているんですけども、逆に何か戸惑ったとかそういうようなデメリットの部分というのは、何か課題が見えてきたのでしょうか。

A. なかなか使っていてすぐにデメリットということになると、すぐにはないと言えないんですけども、特にこれから先、もし生徒たち、児童生徒が全て自分の端末のところまでデジタル教科書を使うことになると、自分の中で1つ認識していて、実際に記事にもなっていたこととしましては、ずっと見ていなければならない。つまり、映像をずっと見ている、そのことよって健康被害というのを心配している論調もあつたりしました。ですので、あくまで教科書全てそれでやるものではないということは認識して

います。

ただ、実際に紙の教科書が、いわゆる教科書というのは、今、紙の教科書が教科書と言われているもので、デジタル教科書はあくまでサブ的なものというような捉えもありますので、この先ちょっとどうなっていくのかというのは、まだ十分はっきりしていない部分もありまして、これからいろんな流れを見ながら導入について考えていくというようなスタンスで、今は考えています。

Q. じゃ、この件については最後にしますけれども、今、統括監のほうから御説明あったように、将来的な健康被害であるとかそういったところはやっぱり指摘されているところなんですけれども、令和3年度においても、学校の校長会であるとか、例えば教育委員会の会議であるとかそういったところでG I G Aスクール構想に関わるデジタル化についてはいろいろと議論はされていると思うんですけれども、そういった懸念であるとか、問題点とかその辺の洗い出しというようなことを、今、私が申し上げた会議等で共有はされていたんでしょうか、令和3年度についてなんですけれども、いかがですか。

A. 3年度にいたの僕だけですので、お答えします。

G I G Aスクール構想とデジタル教科書のことというのは、まだうまくリンクしていないと思います。思いますというか、ちょっとそこまでつかんでいないんですけれども、今、1人1台端末を使ってやっているのは、子供たちの意見共有をやっています。ロイロというアプリを使って、友達の意見がそのまま自分の画面にも映るとか、それから教師の提示したものがそのまま映るとか、それから自分の考えを発言したいときに、前の大画面に、前はよく大きい画用紙に書いて前へ貼りに行きましたよね。それを大画面にすぐ映すことができるとかという、そういうことを主にやっています。協働的な学びということで、自分の意見をみんなと共有するという、そういうことのために使いたいということをやっています。

あとは、デジタルを使って瞬時にそういう考えが分かっただとか、それからあとはAIによるドリル学習というのに主に使っているということで、すみません、デジタル教科書のことについて、ちょっとまだ検証はされていません、していません。

Q. 説明資料の131ページ、修善寺南小学校の管理運営事業なんですけど、修善寺東小学校も修善寺小学校もありますけれども、事業の成果として児童用トイレ改修工事を実施し、1・2階の便器11基を洋式化したことで校内の衛生環境の改善に努めたとあります

が、令和3年度中にトイレの臭いについての声はありませんでしたでしょうか。我々が1年以上前、修善寺南小については、トイレの臭いが気になるということでいろんな声があり視察したという経緯がありますので、1点だけ確認させてください。

A. 昨年度、私が担当しておりましたので、答えさせていただきます。

臭いのほうは、ゼロになったかといえば、本当に何もしないというわけではないんですけども、以前より格段にはよくなっております。自動水洗、タイマー式の流水で掃除をするような仕組みなんですけれども、回数を増やしたり流れをよくしたおかげで臭いのほうは各段によくなっているというふうに感じております。

以上です。

Q. それはよかったですけれども、令和4年度も継続して工事を行っていくとあるんですけども、トイレのみならず、いろんなどころの改修があるということで理解していいんでしょうか。

A. トイレの改修は、引き続き進めていきたいと思っております。小学校のほうから、できるだけ小さい子のほうから今改修を進めておりますので、その中で皆さん御不便のないように、あとは必要な改修、老朽化による改修も併せて進めていきたいと考えております。

Q. 私は、こちらの決算書のほうの261ページ、4番の中学校教育振興事務事業の中の18のところの合同部活動補助金という項目がありまして、9万8,979円ということが出ています。この補助金の内容、あるいは学校別、どこの学校に使ったのか、あと制度、その3点について伺います。

A. こちらに関しましては、当初の目的が中体連に出場する際に合同でチームをつくらな  
いとできない部活動に対して、その練習、遠距離移動になります練習、合同練習する際  
に補助をするという目的でつくりました。例えば野球部ですと天城中と土肥小中一貫  
校の練習のときに、土曜日とか日曜日になってしまうんですが、どちらかの子供たちが  
どちらかの会場に行く場合に、満額ではないんですけども、一定の基準を設けまして、  
交通費に対して補助を行うというような制度になります。

学校ですけれども、中伊豆中の子もおりました、修善寺中の子もおりました、土肥小  
中一貫校の子もおりましたし、天城中の子もおりました。ただ、数はそれほど多くはな  
くて、この決算額がかなり低いんですけども、予算的にはもう少し取ってあったんで  
すけれども、補助金の額がそんなに高くなかったということと、距離がそれほど伸びな

かったというのがありまして、支出額は決算額程度で済んでしまったというのが事実です。土肥小中のバレー部の女子の子が中伊豆中まで行ったというのが多分一番遠い移動距離になったかと思います。

ちょっと手元に、今どこの学校の子が何人とかという細かい資料がございませんので、もし必要であれば後ほど用意をさせていただきたいと思います。

以上となります。

Q.あと、どういう基準で、幾ら1人に対して補助しているのかというのが分かりますか。

A.もともと通学補助金でバス停から自宅までが遠い子に出しています通学補助の基準があります。それを考えますと、大体1キロ30円程度ということで、今回の補助に関しましては、ちょっとどの程度の使用があるか分からなかったものですから、距離掛ける30円の2分の1ということで、すみません、金額としては非常にちょっと少額な補助ということになってしまいましたけれども、基準といたしましては、1キロ30円掛ける距離掛ける2分の1ということで支出をさせていただきました。

以上です。

Q.今の説明で制度の内容等々についてはよく分かりました。

よく市長が一般質問等で述べていることが、いずれ新中学校ができたときに、土肥小中一貫校との連携ということで、ふだんは部活動は自分たちの学校でやって、土日なんかは合同でやりたいというようなことを常々言っているんですけども、当然、今も天城中も中伊豆中も対象者がいるということですので、これも少子化の原因によって、昔は各学校で全部チームが組めたんですけども、組めないということで合同部活という形で、教育委員会さんのほうがこういう制度を運用していただいているとは思っているんですけども、例えば土肥の場合、土肥の支所から修善寺まで来るとすると片道1,340円かかるんですよ。これが往復になると2,680円。それで、先ほどの計算でいくと距離が約50キロぐらいですので780円ぐらいというと、一度来ると1,900円の負担になってしまうと。これが土日どっちか1日と夏休みとか冬休みとか春休みというと、数が多くなれば当然保護者の負担とかというのもあると思うんですよ。

土肥小中一貫校、今やっているかどうか分からないんですけども、昔は廃品回収、我々の子供がいるときは廃品回収の利益を部活動の県大会だとか練習試合だとかの費用にしていたという記憶があって、野球部が優勝したときにフェリー使いたいなんて言ったら、校長先生は駄目だよなんて言ったんだけど、保護者が頑張って帰りはフェリーを使ったなんていうこともあるんですけども、そういう部活に対する学校の

補助ももちろんあると思うんですけども、ちょっと保護者の負担が大変なのかなという中で、これいつぐらいからこの制度をやっているんですか。ちょっと予算書を見たら、平成30年ぐらいからもうずっとこの予算、決算が出ていたんですけども、多分もうかなり長くやっているんでしょうかね。もし分かればお願いします。

A. すみません、この制度は令和3年度からです。

あと、合同部活動に関して、市バスを独自に借りる際の運転手さんを委託でお願いする場合の補助は、ちょっと私の記憶ですと天城中あたりで平成30年ぐらいから土肥小中一貫校と野球を一緒にやっていた経緯があったものですから、多分そちらの補助金、経費のほうは計上されていたのではないかと、今考えております。

以上です。

Q. 最後にします。

ちょっと先ほど予算書を見たら、平成30年ぐらいから合同部活ということで9万円とか10万円とかというのがあったものですから、じゃ、この制度は令和3年度から始まったという認識でよろしいですね、承知いたしました。

以上で終わります。

Q. 附属説明資料の136ページ、小学校教育振興事務事業の2番、事業の内容ですけども、通学補助金についてです。

通学距離の片道2キロメートル以上で、バス停までの距離が500メートル以上については加算ありということですけども、これは通学補助というのは、バスの定期券については補助があるわけですね。そうしますと、バス停までの距離が500メートル以上ということは、バス停から自宅までが500メートル以上ということだと思いますが、このバスの乗り物に対する補助があって、あとこのバス停から自宅までのこの500メートル以上というのは、歩くなり、あるいは御家族がそこまでお迎えとか朝の送りとかやっていると思うんですけども、これについても補助があるということなんですか。

A. 御指摘のとおりになります。

まず、バス停までについては、バスの定期券という形で皆様に交付をさせていただいているというところが1点です。

あと、バス停から結構遠いところ、要はバス路線からちょっと外れているような児童生徒の皆さんもいらっしゃいますので、そういった方に対しましては、500メートルを単位として3,000円年額お支払いをするというような格好で補助金の制度がなっております。

まして、交付をさせていただいているところでございます。

Q. その場合、バス停から自宅までの距離の500メートル以上ということですがけれども、当然、自己申告するわけですがけれども、500メートル以上がどれくらいでどれくらいの金額かというのは分かりますか。500メートル以上についての加算というその金額、500メートルまでが幾らであるとか、その後、500メートル以上はどれくらいの間隔で幾らかというのは。

A. 500メートルごとに年額で3,000円が加算されていくという形になります。なので、500メートルですと3,000円ですし、1キロですと6,000円という形の年額の計算になっていくという形になります。

Q. それは年額ということなんですね。

500メートルという距離は、歩けない距離でもないと思いますし、学校から2キロ以内の子供さんたちは歩いていても補助がないわけですよ。そうしますと、バス停から500メートルまでの子供さんに対する補助というのは、ちょっと甘いという言い方はおかしいんですけども、そうしますと、学校から2キロ以内の子供さんたちに対する極端な話、1.9キロぐらいの子供さんたちには出ないけれどもというふうな考え方なんですよね。それをよしとしているわけですよ。

A. 今、委員がおっしゃることはとてもよく分かるんですが、これは学校再編に関わることとすごく関連がありまして、もうこれで10年になるんですけども、学校がそれまでは16あったわけですよ。それぞれの場所にそこへ歩いて通えたり、またはそれでもバスで通わなきゃならなかったりしたことがあって、その頃の補助は旧町でばらばらだったわけです。2キロだったり、4キロだったりという、そういう補助金を出していたのは、ちょっと数字は分からないですけども記憶しています。

それが、伊豆市になって学校再編が始まったときに、今度は市として学校の場所を決めたわけですよ。それを決めたことによって、今まで歩いて通えた子たちがバスを使わなきゃならなくなったということについて、そこについては金額だけれども、時間やそれからその手間はカバーすることはできないけれども、せめてお金だけでもということとでそういうような制度が始まったと記憶しています。

ですので、1.9キロ、それから500メートルが幾らということについて多いか少ないかについては、またいろいろそれぞれお感じになることはあると思いますけれども、そういう理由で、今委員がおっしゃる甘いというか、僕は手厚いというふうに言っているんですけども、そういうような補助をしていると思っています。



以上です。

Q. 分かりました、ありがとうございました。

Q. 決算説明資料 2、決算成果説明資料の中のページ130から132、これは小学校の管理運営事業全般の中の令和3年度の決算でございますので、それぞれ事業の目的、事業の内容、事業の成果と、こういうふううたわれているわけですが、言葉尻を捉えるつもりはありませんが、いずれも事業の成果の最後に、文末に、校内備品の充実に努めたと。努めることは成果なんですかね。お答え願います。

A. こちら事業の成果ということで一応書かせていただいております。ただ、委員御指摘のとおり、姿勢というか、令和3年度こういった形でやってきましたというところの意思表示という格好で、ちょっと文脈的にとどまってしまっているというところがあるかと思います。

今後につきましては、もう少し成果が分かるように対応させていただきたいと思っております。ちょっと今回は申し訳ございませんでした。

Q. 私もそう思ったんで御質問をさせていただきました。ただし、この言葉の中に、つまり事業に対する予算、これが不十分だという狙いはないんですね。

A. まさに努めたという言葉は、今委員おっしゃるとおり、予算の中でかなりやり繰りをして学校に必要な部分、ある意味、優先順位をつけて選択をしていただいているという部分もあります。ですので、希望したものが全てここで令和3年度購入できているわけではないという意味合いも含めてこういう表現にさせていただいておりますので、まさにおっしゃるとおり、満額、全部そろったというような意味合いではございません。

以上になります。

Q. ぜひこれ訂正をしろとは言うつもりはありません、これだけのきちとした書類になっているわけですから。しかしながら、これを皆さんが御覧になるわけですね。そのときに、私なんか単純ですので、充実が図れたとかこういう言葉を使うと、ああ、なるほどなというふうに思うと思うんですね。努めたというのは、一生懸命充実をしようと図れたけれども、令和3年度の予算内では、残念ながら当初までしか充実が図れなかったと両方とも読めるような気がしました。

ゆえに、どちらが正しいかについては、これからの来年度以降の決算書の中の文言として、どちらを使うにしても、説明が今のようにしていただけるのであれば理解が及ぶますので、ぜひよろしく御検討のほどお願いを申し上げます。

以上です。

Q. すみません、再び鈴木ですけれども、成果説明資料は125ページ、教育委員会事務事業50万7,000円の決算額になります。

これ成果説明資料には、この事業に対して細かく載っていないので、決算書のほうの241ページ、50のその他の事務事業のうち07のいじめ問題対策連絡協議会委員謝礼、その下のいじめ問題調査審議会委員謝礼ということで載っていますが、それぞれの協議会、また審議会、この関係性をどういう関係性になっているのか伺いたいと思います。

それぞれ令和3年度については、何回の会合が行われて、その会合の中では、今課題になっているいじめについてどんな報告がなされて、対策としてどんな対策が議論されたのか伺いたいと思います。

A. いじめ対策連絡協議会のほうは、日常的な学校におけるいじめがないかどうかというところの連絡調整というか情報共有というかそういうところの中で、また解決策というものを見いだしてまいりましょうといったもので委員会が組織されているところでございます。

審議会のほうですけれども、こちらのほうは重大ないじめとしての案件があったときに開催されるというところのもので組織されているもので、一応、特にこちらのほうは会合はなかったと承知しております。

ただし、ちょっと会合の内容とか回数が、今データを持ち合わせておりませんので、ちょっとそこをお調べさせていただいて御連絡をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

A. これも、昨年いたの私だけですのでお答えしますけれども、基本的には各校の生徒指導の教員が前半のほうには所属して、それぞれの意見交換を行っています。そこに警察の方ですとか学校での生徒指導の問題についてやることについて、絶えず情報交換しようということで、定例でちょっと間違えたら申し訳ないですけれども、3回、学期ごとに行っていると記憶しています。

その審議会の方には、今年5月にも行ったんですけれども、そのときに同時に行っています。その方々にも5月は最初にまず伊豆市の現状を知っていただくということで、これは弁護士さんですとか専門の方に入らせていただいて、いざというときに相談に乗っていただく方々というふうに認識しています。

昨年はその5月と、最後に1月にもう一度、その方々にも加わっていただいてという

ことで、いじめ問題については、年に定例で3回、もし何かあった場合にはそれ以上に行うことがあると思いますけれども、それプラスその審議会の方々にも参加していただくことを同時に行って、その会で情報を聞いていただくという、そういうような形になっていると思います。

以上です。

Q. 確認しますけれども、学校教育課長のほうから、いじめ問題対策連絡協議会については、今、教育長もありましたけれども、定例の年3回は開いたけれども、いじめ問題調査審議会については重大な案件があった場合に開かれるということで、去年は令和3年度はなかったというふうな話に僕は聞こえたんですけれども、その後、教育長は何か年1回やったんだというふうに話があるんですけれども、謝礼がここで1万1,500円発生しているんですけれども、そのお金はどういうふうに説明するんですか。

A. ですから、その審議会としていじめの個別のものについて開かれるんです。そうではなくて、定例のところに参加していただいたことに対する謝礼です。

Q. じゃ、いじめ問題調査審議会は開かなかったけれども、いじめ問題対策連絡協議会に審議委員の方が出席されたので、その分の審議委員さんの謝礼を支払ったということですか。

A. そういう形です。

Q. 分かりました。

それで、令和3年度において、いじめの認知件数がどうだとかという具体的なことがもし分かれば教えていただきたい。傾向として、いじめが社会問題化してから認知件数が結構増えているという傾向もあるんですけれども、中でもやっぱりちょっと深刻だなというような事案が認知件数のうちあったのかなかったのか、その辺はいかがでしょうか。審議会開かれなかったというので、あまりなかったと思うんですけれども。

それと、あとはいじめに至る要因、その辺が令和3年度については、過去の事例とは例えば異なったような傾向があったのかなかったのか、それについてお伺いします。

A. では、私のほうで確認している数ですけれども、いじめにつきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、伊豆市内における認知件数は増えています。以前にもあったんですけれども、大きないじめ案件があったりするときに、いじめを積極的に認知しなさいというようなことで通知が来まして、本当に軽微な、軽微という言い方が適切ではないかもしれないんですけれども、軽微な案件に対しても、学校は積極的に上げていって報告が上がってくるので、数字的に言いますと、令和2年度から令和3年度にかけて3

倍ぐらいの数になっています。

では、その中で重大な案件、先ほどあったような審議委員会を開いてやらなければいけないような案件があったかという、そのような案件はなかったということで認識しております。

Q. 認知件数としては、やっぱり何か気になることがあったら報告しろというようなことになっているので、統括監が軽微なものとおっしゃったんですけれども、これは受け取る側の問題ですから、ついせんだっての浜松市の教育委員会が何か裁判で、今18歳になった女性がいじめを受けていて、学校側の対応が非常にまずかったということであったんですけれども、その辺の、実際、重大事案には結びついていないというところが現実だと思うんですけれども、判断基準みたいなものというのがどうしてもグレーなんですけれども、その辺はどういうふうに仕分けているんですかね。

A. 定義といいますと、なかなかどの方が全て同じような定義を持てるかという、これなかなか難しいんですが、一般的に言われているのは、先ほど委員おっしゃいましたとおり、とにかく本人がもう苦痛を受けているというようなことを言った場合には、もう基本的にはいじめだというように判断をしています。

また、以前とちょっと最近のいじめの調査で違っているのが、いじめが発生した後3か月経過した時点でそれが解決したかどうかというようなことで、要は短期的にただそこでお互いが謝ってごめんなさい、はい、解決しましたというようなことで、今解決事案だというような報告で上げることはしていないというようなことが以前と多少違っているところであります。今そんな状況になっています。

Q. じゃ、この問題については最後なんですけれども、認知件数が令和2年度から比べて令和3年度3倍ぐらいになったというお話なんです、これを実際、児童生徒自らが訴えるというのはなかなか難しいと思うんで、例えば学校の教員であったりとか、あとは心の相談員さんであるとか、スクールソーシャルワーカーさんであるとか、例えば親とかあるんですけれども、その辺の情報が上がってくる情報源というのはどんな感じの傾向になっているんでしょうか。

A. 一番多いのが、学校によって多少違っているかもしれないですけれども、年3回、基本的には行っていますアンケート調査になります。そこで上がってきたものが一番多くありまして、また、中には相談員さんですとか、あと担任の先生の日常的な会話の中での報告、また友達から先生に対してちょっと心配なところがあるんですけれどもというような報告などが主なところになるかと思えます。

Q. 説明資料の137ページ、8番の学力補充事業です。こちらの事業に関して、これ何年前ぐらいからスタートしている事業なのかということと、英語教室、理科実験教室、ジオ教室というふうに、とても何か面白そうな興味深い教室が開催されているんですけども、これに関してどのような方が講師としてこの事業を児童生徒さんに行っているのか、児童、小学生に行っているのかとか。あと、それから英語教室の企画運営委託料というふうにありますけれども、ここはどちらに委託をして行われたのかを伺います。

A. ちょっと申し訳ありません、何年前からが少し記憶がなくて、ただ僕が記憶しているのは、遠藤浩三郎教育長のときから確かやっていた記憶は、始まったのはそこだと記憶しておりますので、ちょっともう10年以上たつのかなという気がしております。

あと、講師の先生になりますけれども、ジオに関してはジオクラブの推進協議会のほうで講師をお願いしております。理科に関しましては、元中学校の理科の先生でありました先生をお願いをしているところでございます。英語教室に関しましては、こちらネイティブの皆さんにぜひやっていただきたいというところの中で、今学校のほうでALTを配置しておりますが、そのALTの業者さんのほうへお願いをさせていただいて実施をさせていただいているというところでございます。

以上です。

Q. そうしますと、ここに上がっている報償費に関しては、その理科実験教室やジオ教室のほうへの講師の報償、あと英語のほうがそのALTを派遣している委託先ということになりますね。

この学習意欲の向上を図ることができたとか、多分教室が開かれてとても生き生きと、この夏休みの間、すごい学びという形で開催されたのかというふうに想像ができませんが、この委託をALTに、ネイティブの発音とかそういう雰囲気とか文化とかというのを知るにはネイティブの方が一番なのかなと思うんですけども、ALTに丸投げと言ったら変なんですけれども、こういうのは例えば地元の人材とかそちらに検討ということもされたのでしょうか。

A. 地元の人材というのも、前までは基本的にこちらのほうの皆さんでということと、ここ最近ALTのほうをお願いをさせていただいて実施をさせていただいているところでございます。

このALTで始まっている中で、逆に今度は業者さん自体の別のところにもALT

当然いらっしゃいますので、そういった方ともリモートで交流というか、それをこの中でやらせていただいているというところの中で、かなり英語というところの中の視点に立って講座が行われているというところでございます。

委員御指摘のところも、そういったお考え、御視点もあるかと思っておりますので、その辺についてはまた考えていきたいと思っておりますけれども、英語というところも大事ですし、地元というところも大事なので、その辺また整理をしながら実施をして、今後につなげていければいいかなというふうに考えております。

Q. 伊豆市には、伊豆市交流協会で姉妹都市ということでカナダとの交流もあります。時差ということがあって、それが一番のネックかと思うんですけれども、例えばそういう姉妹都市が自分の住んでいる地域に、外国にあるということで、ネイティブのALTの方たちをお願いするのもいいかと思うんですけれども、実際にふだん交流をしている姉妹都市の方たちと交流をするということもかなり意義の深いことではないかと思うので、何かそういう地元にあるそういう資源を使うような方法も考えていただけたらと思うんですけれども。そうしますと、例えばここの報償費に見られるように、この委託料もそんなに発生しないかなというふうに、逆にボランティアのような形でこういうことに地元の方が積極的に関わるということも大事だなと思えます。

それは意見なんですけれども、すみません、リモートで伊豆市を紹介するというふうな話が今出ましたけれども、ここの成果のところにも上がっていることかと思うんですが、今説明されたALT同士で、パソコンの画面を通してこちらの授業を受けている人たちがそちらに伊豆市を説明するというふうなことが行われたということでしょうか。

A. リモートの内容ですけれども、リモートでいろいろな外国の方に伊豆市はこういうところですよとか、こういうよさがあります、自然が豊かです、おいしいものこんながありますよというところを御紹介していただいたということで伺っております。

〔休憩〕

A. 先ほどの件で、2点ほど補足をさせていただきたいと思えます。

まず、合同チームの関係、調べさせていただきました。土肥小中がバレーと野球で、中伊豆中が野球、ソフト、サッカー、バレーで、天城中がサッカー、野球、修善寺中がソフトということで、人数の内訳なんですけれども、人数が全体で57人で、土肥が19人、中伊豆が11人、天城が16人で、修善寺が11人という形になっております。失礼いたしま

した。

もう一件ですけれども、今度はいじめの関係の協議会、何回やりましたという御質問がございました。こちらのほう、先ほど教育長が申しあげました通常3回ということで、後でちょっと臨時に情報共有的な機会を1回させていただいているということでございました。

以上でございます。

Q. 附属説明資料126、その他の事務事業についてです。この中で、目的のところには児童生徒の国際理解教育の推進というところで、事業の内容、外国語指導助手業務委託3,437万円、ALT7人ということですが、成果として外国語指導助手による外国語の教室及び授業の実施ということがありまして、その後には結果としてははっきりとはないんですが、機会の創出を行うことができたということです。

この中で、この結果というのはまだこの時点では出ていないのでしょうか、結果というより成果。それと、あとそのあとにGIGAスクールの方が同じ教育の中であるんですが、この活用というのは、やっぱり外国語イコール耳で聞いて話してというのが効果的かと思われるんですけれども、その辺のこのALTの方々の指導としてそういうものを使われているかということと、先ほど黒須委員の質問にもありました137ページの事業の内容で、英語教室企画運営委託費委託料というのを、先ほどALTに払っているということなんですが、その辺は今後年度の予算として一緒にしても問題ないのかなというふうに感じておりますが、説明をお願いします。

A. ALTの関係に関しましては、ネイティブな発音がやはり重要ということで、それは小さい頃から身につけていくということの中で、各学校、中学校については毎日、それで小学校については週に3回であったりとか2回であったりとかという形の中で、実際に生の声でやっていただいております。

あと、授業だけにちょっととらわれがちになるところがございましたけれども、例えば休み時間とかも子供と交流をさせていただいて、その中で外国人と溶け込むというかそういったところもありますので、子供にとってはすごくいい効果が出ているということで伺っております。

GIGAとの関連性でございますけれども、GIGAのほうについては、デジタルの先ほどの指導書、先ほどちょっと申しあげましたけれども、その中に例えば英語とか国語につきましては、朗読とか音読の機能もついているということもございますので、

そういったところでうまく活用するということもありますし、あとは実際に外国のよさというものを映像とかで見てもらうということもできるのかなというところの中で、G I G Aとの運用というのも進められていると理解しています。

最後の学力補充事業の関係ですけれども、学力補充事業の関係は、ちょっと申し訳ございません、A L T自体の契約がこちら3か年の継続契約になっておりますので、これとこちらの学力補充事業と今掛け合わせるというのは、今のところちょっと3年間は難しいかなというようなところの理解でしております。

以上でございます。

Q. 今言いました3年間の契約で1億円というふうな金額を使う、そして先ほど私がやっぱり外国語自体はタブレットを使ったり、聞いたり、そしてタブレットからいろんな設問が出されて子供たち学童がそれに答えるとか、そういうようなことをすることによって、従来の教科書だけによる英語、そういうものよりもより日常的な会話ができる語学教育になるのかなというふうに感じたので、そのように今回の質問はさせていただきます。

そして、その3年間の成果の判定、それはどのような形で行うと、そしてこの事業がその後どういうふう展開していくのか、現状で分かる範囲で説明をお願いいたします。

A. まず、A L Tがいることによる成果なんですけれども、なかなか判定するというのは難しく、あくまで学力を上げるためというよりは、子供たちが外国人に対して身近な存在であってほしいこと、あとは実際に接してほしいということ、そのあたりが一番大きなところになりますので、何かで計るということは現在のところしてはいないんですけれども、私の感覚の中では、伊豆市の場合には園も月に1回程度A L Tのほうが派遣されていて、そこで園児から小学校、中学校と学校に普通に来ているという状況がありますので、私の子供の頃から比べると今の子供たちというのは、外国人を見たときに、あっ外国人というような感じではなく、比較的身近に、そしてどちらかという、避けているというよりは自分から積極的に行くというようなことで、これからの国際社会に生きていく子供たちにとってはプラスの成果になっているのではないのかなと思っております。

以上です。

Q. 説明ありがとうございます。

子供たちの児童生徒の国際理解ができることを望んで、終了します。



Q. 説明資料の49ページの放課後児童クラブのことでちょっとお聞きしたいと思います。

事業内容の中で、利用者数8施設で221人と書いてあるんですけども、これ8施設で年間221人しか利用していないという意味に取れるんですけども、僕は、この数字これでよろしいんですか。

それと、もう一つ、これは放課後児童クラブの費用というのは7,600万使っているんですけども、運営委託料7,512万3,000円、これえらく高く見えるんですけども、こんな数字から見ると、そこら辺の説明をちょっと教えてください。

A. まず、施設の数ですけども、こちらの合計221人というのは、1日というか、通所と夏季の利用者を合わせて221人という形になります。なので、基本的に毎日積み重ねて足していくと、延べ人数とすると2,100人程度という形になります。

あとは、費用につきましては、人件費が多くなっておりまして、大体1,300万程度がやはりかかってしまうというところの中で、積み上げていきますとこういった金額になっているところがございます。

Q. 分かりました。

その221人というのは、1日に対して221人という解釈ですね、延べ人数じゃなくて。

〔「延べじゃないです」と言う人あり〕

Q. そうですね。その辺がちょっと理解できなくて、その1の57ページの児童クラブ延べ人員利用数というのが2,100人というのが年間載っている。ですから、この数字何だろうなというのが、僕の今の考え方だったんです。延べ人数だったら、1日に221人といったら年間にちょっと感じますよね、これえらい少ないなど。分かりました。

ただ、ここに予算にない7,500万というのが、こんなに費用がかかるのかなというのが私もちょうと疑問に残ったところで、運営委託料7,500万というのはちょっと額が多いのかなというのが僕の印象なんですけれども、そこら辺もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

A. 放課後児童クラブに関しましては、1つの施設で大体指導員が4人から6人くらいの人件費がやはり生じております。あとは土曜日につきましては、朝から夕方までというような形もありますので、人件費がかなり大きくなっているというところですよ。

あとは仕事といたしますと、当然消毒であったりとか、あとは子供の面倒を見たりとか、かなりちょっといろいろなところで仕事がございますので、人件費、その一定数かなりの人数がやはり1日に関わっていかないと、こちらのほうがやっていけないとい

うところの中で増加になっているということで理解しております。

すみません、委託料についてなんですが、1,300万と申し上げてしまったんですが、申し訳ございません、一番安いところで600万ちょっとからで、一番高いところで1,500万くらいというところで、規模によって違うというところがございますので、その辺ちょっと御理解いただければと思います。すみません、説明が下手で失礼いたしました。

Q. 2点お願いします。

1点目は、学校給食です。附属説明資料162、私が言うのは、概要報告書の75ページ、附属資料は162から163、総括的なことで確認させていただきます。

令和3年度、いわゆるアクシデントとかヒヤリハットとかそういう事例があったでしょうか。

A. すみません、数字から何か求められることでしょうか。決算の中でヒヤリハットに対して何かあるかという。

Q. そういう事例があったかどうかということです。例えば、異物が入っていた例がありましたよとかそういうことです。けがをしちゃったというのは事故ですけども、けがを負う寸前にそれを発見できたらヒヤリハットと私は呼んでいるんですけども。そういう報告が教育委員会から上がってこなければ、別になんかということ結構ですけども。

A. 入っていた異物とか、髪の毛とかちょっと繊維くずとかそういうものがあつたとか、そういう報告はいただいた経緯は、昨年は何件かありました。ただ、やはりそれがどこで入ったか徹底的に調査をしても分からない場合というのがほぼ大多数です。明らかに髪の毛だったりすると、それを開けた瞬間に入ったものなのか、混ぜていれば調理中とかそういうのは分かりますけれども、徹底的に食材の開封とか、あと手袋とかそういうものがあつたら、終わった後、確実に確認をしてそういうものが入っていないという調査と言いましょか、配缶をした後、何か異常がないかという確認は確実にしておりますので、ちょっとその異物が入ったにしても、なかなか経緯が分からないというのがほとんどでございます。

Q. 3か所でやっているみたいですけども、どこか特定に偏っているとかそういう傾向はあつたんでしょうか。

A. 多少天城のセンターでほかよりも報告が多かつたような、そんなような記憶がございます。

以上です。

Q. あと、地産地消で給食材料費を使ってくれというような要望がずっとあるような気がしますけれども、何%ぐらい使ったとか、金額的な割合とか、概略で結構ですけれども、増えているのか、減っているのか、何かそういう傾向はあるんでしょうか。あったんでしょうか、3年度は。

A. 割合とか金額はちょっと積み上げの世界になってくるもので、細かく出さないと分からないところはあるんですけども、この間、一般質問の中でも答えさせていただきましたけれども、月に一度、ふるさと給食の日というのを設けておりますので、そこでは確実に地元の野菜ですとかそういうものは使っておりますし、また特産米も3か月間は伊豆市のお米を昨年度は使わせていただいておりますので、お米ですと、金額にするとかかなりいい値段に、700キロぐらいの使用があったものですから、大体4,000円としてもそれぐらいの金額になると。10キロ4,000円としても700キロ分ぐらいは、お米で確実に予算を使わせていただいたということになります。

Q. 給食は最後になります。

いわゆる修善寺中でやっているのは、これ直営として私理解していたんですけども、あとは指定管理みたいなことでお願いしていたと思いますけれども、令和3年度は今後の中学校の新中学校の在り方みたいな検討はなされた経過というのはあるんですか。

A. 当然、今後中学校が1つになるわけですから、修善寺の給食棟のほうをどうするか、中伊豆センター、天城センターで賄っていいのかというのは、当然検討はさせていただきました。

修善寺の給食棟、あそこで生徒さんが食事ができる施設になっておりますので、ちょっと配送とかその辺を考えたときに、なかなかちょっとそこで調理して配送するのは難しいんじゃないかというような検討はしておりますけれども、今後、中伊豆のセンター、天城のセンターを新中学校開校に向けてどのように運営していくか、食数を何食にするのか、また機材は足りているのか、その辺はあと2年間で十分検討していきたいと考えております。

Q. 続けちゃっていいですか、もう一点のほう。

いじめの問題で戻らせてください。

先ほど令和2年から3年に3倍になったと言いましたけれども、件数の数で教えて

もらえませんか。

A. 学校ごとではなくて、市全体として回答させていただきます。

令和2年度が小中合わせて56件、令和3年度が小中合わせて173件になっております。  
以上です。

Q. その結果、相手方が不登校になったとかそういう事例というのは起きているんでしょうか。

A. そのことが直接的な原因になって休みに入ってしまうこともありますけれども、すみません、具体的に何人がそうであったかというところまでは、私のほうはつかんでおりませんが、そういう事例は実際にあるということは聞いています。

Q. その辺の今度是对処の仕方として、先生方だけで解決方法を探っていたのか、それともカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか保護者を交えたり、学校評議員はありましたか、そんなところに情報提供して、いわゆる多方面から解決策を考えたのか、どんな解決策がされてきたんでしょうか。事例的で結構です。

A. やはり、まずは担任のほうが対応することが学校では一般的になっております。その中で、なかなか学校の中だけでは解決できないとなった場合にはスクールカウンセラーの方に相談をしたり、あと中学校では市のほうから心の相談員のほうを出していただいておりますので、その方々への相談等を含めまして、外部の方との相談も一部している子もいると思います。ただ、やはり一番大きいのは、学校とのやり取りの中で解決していくというのが一番多いと認識しております。

Q. 最後になります。

これは、すみません、3年度関係なく教えてほしいんですが、県教委とかには報告するわけですね。そのいじめの区分はあるんですかね。

いわゆる先ほど軽微なものと言ったんですけれども、何が重大で何が軽微か、私たちに意味が分からないんですが、こういったいじめは軽微と判断してよいという通知があるのでそうしたとか、いわゆる学校の任意の基準じゃなくて、組織的な県教委の報告する基準があつて、その基準があれば何項目あるのか、それをちょっと项目的に教えてもらえれば分かりやすいんですけれども。

A. ちょっと自分のほうがうろ覚えのことで申し訳ないんですけれども、重大事案というのは先ほどあったと思いますけれども、その重大事案というように捉えるという一定の基準が県のほうから示されておりまして、いじめが直接的な原因によって一定期間の不登校になってしまったとか、あとはその子が財産的な部分、要は金銭面のことでか

なり負担を強いられたとか、そのような一定基準でいわゆる重大事案、これ以上いくと重大事案であるというような一定の基準はあります。すみません、ちょっと今持ち合わせていなくて申し訳ございません。

そのいじめの種類によってそれが軽微かどうかということにつきましては、まずは学校の判断になります。このいじめの種類は軽微だ、このいじめの種類は重大事案だということではなく、例えば生徒間暴力という一つ項目があるんですけれども、その生徒間暴力というのがあった場合に、その場合には学校のほうでその生徒間暴力によってどの程度の例えばけがであったのか、またその事案が発生したことによって被害者側がどのような例えばけがの度合いなのか、そのあたりでまた軽微かどうかというのは変わってくると思います。

以上です。

Q. ちょっと細かい形になりましたが、ありがとうございました。

Q. 説明資料の128ページ、G I G Aスクール推進事業について、先日の説明だと、安定的な運用のためというお話があったような気がしたんですけれども、例えばほかのページだったりするとラミネーターを買いました、方眼シートを買いました、先ほどもオルガン買いましたとか何かあるんですけれども、こちらのほうは、例えば校内通信ネットワーク整備等業務委託とあるんですけれども、こちらは例えば何か購入されたとかそういうのはないのか、またシステムとかその構築だけなのか教えてください。

A. この校内通信ネットワーク整備業務委託ですけれども、こちらのほうは、サーバーの拡充であったりとか、伊豆市の地域公共ネットワークとの切り離しといった形のもので、切り離した形でサーバーのほうの容量を持たせて通信速度を上げましたみたいな形の委託になっております。あと、G I G Aスクールというところの中で、無線のルーターを購入したというところがございます。

Q. G I G Aスクール自体が始まったのが結構前だった気がしたんですけれども、何か今さらなのかなと思ってしまふんですけれども、どうなのでしょう。

A. 1人1台端末については、令和2年度の購入というところの中で始まっているところがございます。そこからG I G Aスクール、I C Tの活用が始まって進めてまいりました。

ただ、当初については、その地域公共ネットワーク、要は伊豆市の関係のものと同じところを使っていたもので、通信速度がかなり悪くてちょっと固まってしまったりと

かというような弊害が生じてきていたというところの中で、令和3年度はそこを解消しましょうというような形の中で進められているというところですよ。

Q. そうしますと、去年12月議会のときに予算出てきて、そこで可決されたものということでしょうか。

A. そうです。

Q. そうすると、そのときにはたしか不正アクセスだとか、コンピューターウイルスとかそういうものが例えば公共ネットワークから切り離して一般のネットワークにつなぐ、インターネットにつなぐということだから、そういうものを防ぐために何か機械をつけたり、そういうシステムを構築していくという説明だったと思うんですね。

今お話しされたようなアクセスポイントをつけたりとか、あとはスピードを上げる機械、モデムだか何かそういうものとは何か違ったような説明だったと思うんですけども、いかがですか。

A. すみません、G I G Aスクール自体、令和2年度末に1人1台端末を購入させていただいて、本格稼働したのが令和3年度、まさにこの決算の年になります。実際使っていて、最初なかなか不慣れで使う回数が、使う頻度がそれほど多くなかったのか、学校でも快適に動いていたんですが、やっぱり皆さんが使い出したときにつながらなくなるような状況が出てきた。それで改善させていただいたのが、去年の補正予算で対応させていただいた工事となります。

もともとこのG I G Aスクールの予算に関しましては、校内の通信環境、これを整えるのにプロポーザルを行いまして、3ヵ年の提案をしていただいて、その中で校内の通信環境の構築と機器の整備、あと保守点検、それらを提案していただいて、毎年予算化をしているというところがございます。

保守点検につきましては、通信環境の機器につきましては、これは異常があると使えなくなってしまうものですから、毎年行わなければいけませんし、常々監視をしていかなきゃいけないものになります。あと個別の端末とか研修費用につきましては、先生方が慣れてきてそれほどサポートをそろそろ回数減らしてもいいだろうという段階になれば、そこは費用を落としていくということで、施設の維持管理、運営及び運用サポートの予算がこのG I G Aスクールの推進事業ということで予算取りされて、整備して1年目の運用の実績がこの決算ということになります。

Q. そうすると、例えばウイルスだとか不正アクセスを防ぐためのシステムの構築だったり、そういう機器を購入したというのとはまた別ということですかね。

A. そもそも1人1台端末を購入したときに、クロームブックを導入してしまして、その辺はもうクラウド上で全て管理できていますので、ウイルス対策とか地域公共ネットワークから切り離した際に通常のインターネットとつなぐという作業になるわけですが、それでもサーバーの監視をしなくちゃいけないという作業が出てきますので、いわゆる電気の逆流じゃないんですけれども、学校のほうで例えばウイルス感染したものが伊豆市の地域公共ネットワークのほうに入らないような対策をするための費用をそこで補正予算で計上させていただいたというのが対策費ということに、今、波多野委員が想像していらっしゃるのは多分その辺の予算のことだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

聞いちゃいけないんですね、すみません。

Q. 私も昨年12月議会のときに一応賛成討論させてもらったので、そのことを確認しなきゃいけないなと思いましたので質問させてもらっているんですけれども、そのときだと、やっぱり伊豆市の公共ネットワークだけだとどうしても容量が足りないので一般のインターネットにつなぐ。そうすると、一般のインターネットだと、例えばいろんなウイルスが飛び交っていたり不正アクセスも可能になるというか、脅威がさらされてしまうので、そのために確かあのときは予算をつけたと思うんですね。その成果というかそういうものが出てきたのかなと思ったんですけれども、それも含まれているということでしょうか。

A. その辺も含まれた決算ということになっております。

Q. そうすると、その成果というのは、例えばシステムを構築していく中で今まで何回もウイルスにさらされるような状況があったよとか、不正アクセスがあったよ、そういうものを防いだよというような何かデータというものもあったんでしょうか。

A. すみません、その辺のところは、正直そういう報告はいただいておりませんので、またそういうことがあるかどうか自体は確認をしていきたいと考えております。すみません、ありがとうございます。

Q. 学校教育課の3年度の決算の学校運営全体ということにはなっちゃうかと思うんですけれども、ページで言うならば説明書の138ページの学校支援員さんのところとか、126ページのスクールソーシャルワーカーさんの部分とかに関わってくると思います。

聞きたいのは、令和2年ぐらいからコロナになって、令和3年もコロナの中の学校運営だったと思うんですね。それで、特に中学生なんかに影響が出ていたんじゃないかと

いうふうなことをちょっと懸念というか、状況がどうだったかということの確認という意味なんですけれども。

学校行事が軒並み中止であったりとか、実施する形を変更した形で行って従来と違う形でやった、例えば修学旅行であるとか、学校祭であるとか、合唱コンクールであるとか、それこそ今までずっとやってきたのがなくなっちゃったものがいっぱいあったと思うんですね。給食もずっと黙食ですよ。

前と変わったからいけないとかということじゃないとは思いますが、もうウィズコロナの学校運営になったから問題ないんだということであればいいんですけれども、何かちょっと心配な部分もあって、例えばで言うと、合唱コンクールで何かちょっと盛り上がっていい雰囲気だなというようなこともあったんですけども、そういう機会がなくなっちゃったことで影響がないのかなということ。あるいは逆にその代わりになることを何かやったのかなというようなことです。何か人としゃべっちゃいけないというような風潮の中で学校生活をずっと送ってきて、1年目も2年目もそうだった子たちに何か変化が出てきているんじゃないかというようなことを、誰かがケアしてくれていたのかなと。問題は多分なかったと思うんですけども、心配なことがあったのか、あるいはそういう傾向がある場合にはどういうふうな対処ができたのか。

多分この予算の中で全部できているという理解の上で、3年度どうだ、ウィズコロナの学校運営どうだったかというのを誰に答えてもらっていいのか分からないんですけれども、状況を教えていただきたいということです。

A. この決算のお金はそれにどういうふうに生かされていたということは、ちょっとうまく話せないかもしれませんが、子供たちへの影響としては、1年目が一番ひどかったと思います。とにかく相手が分からない病気でしたので、軒並み中止にしました。それも仕方がないと、命を守るためだということで中止していたと記憶しています。

昨年は、それでもじゃ、相手も大分見えてきたので、できることを探していこうということで、より参加者を減らす、恐らく先ほど三田委員からも運動会は呼ばれないのかという話をされたんですけども、僕らも呼ばれない。とにかく子供たちと教員、それから保護者だけの会を今はできるところで探しているところです。

影響がないかと言えば、あると思います。子供たちはとても残念な2年間を過ごしたと思いますし、今の3年生が入学のときに学校休校だった子たちなんですけれども、幸い修学旅行へこの5月に行けてよかったなというぐらいのところなんですけれども、今年も体育祭やるんですけども、全部半日です。食事をという一番危険なところは避けよ



うということで半日にしたりだとか、それでもできる場所を探りながらやっているというのが現状で、学校にこれだけの支援員さんだとか、それからスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを充てていただいているというのはとてもありがたいことで、教員だけでできないことをフォローしていただいているというふうに認識しています。

ちょっとうまく答えられないですけども、以上です。

## 社会教育課

Q. 決算書281ページ、説明資料2の159ページでお願いします。

丸山スポーツ公園管理事業について質問をいたします。

予算のときに、テニスコートの件なんですけれども、亀裂等が入ってテニスの競技はもうできないということで費用がかかるということでした。その際に、工夫して有効利用するように直していきます、改善していきますというような答弁をいただきました。この修繕費用、消耗品等にてどのような工夫がなされて市民に有効活用されるようになったのか、観光客に使われるようになったのか質問をいたします。

A. 丸山公園のテニスコートですが、現在、興味を示しています事業者がありまして、今その動向を伺っている状況です。

当然その事業者が使わないということになりましたら、改修、全面はちょっと難しいかもしれませんが、一部の改修をしてまた皆さんに使ってほしいようなこともこれから検討していきたいと思います。

以上です。

Q. その前回のときにもお話しさせていただきましたけれども、テニスコートですので、周りにフェンス等がありますので、子供は中で安全に遊べたり、遊具等を置けば、そんな工夫ができるんじゃないかということでお話もさせていただきましたので、ぜひ有効利用されるように工夫していただければと思います。

以上です。

Q. 決算書の277ページ、附属資料は155ページです。

まず1点、美術館管理・調査事業として、これ僕は一般質問もさせていただいたんですけども、まず1番の事業の成果のところ、岡山東立美術館に貸し出したということがありますよね。そして、成果として3,672人の多くの方に見てもらったということな

んですよね。そうしますと、去年は美術品の展示を岡山県美術館だけなのか、ほかもあるのか、またなぜ岡山県立美術館なのか、その辺をお願いします。

A. 3年度につきましては、岡山県立美術館1件だけです。

以上です。

Q. この岡山県立美術館というのは、向こう側から依頼があったのか、またはこちらから展示してくださいというようにお願いをしたのかどうなのか、その辺もお願いします。

A. 岡山県立美術館のほうから希望がありまして、向こうからの貸出し希望でお貸ししております。

Q. ならば、決算書の277ページの1の11の運搬料とありますよね、18万7,190円。これは美術品の多分移動手段だと思うんですけども、これちょっと説明をお願いします。なぜまた伊豆市がこの金額を払ったのか。

A. この運搬料は、昨年度、資料館のほうに美術品を移すための収蔵庫を造りました。それで生きいきプラザの地下にあります美術品を運搬した金額がこれになります。

Q. じゃ、よかった。そして、もう一つ、この成果資料を見て、岡山県の県立美術館に皆さんに見ていただいたと同時に、伊豆市の皆様方には見せていないんですよね。その見せていないということは、我々とするとはぜひあれだけの美術品を見せたいと思うんですけども、それについては何か協議をした経過はあるでしょうか。

A. 現在、デジタルミュージアムという形で、ホームページのほうで絵は見るのが可能になっております。本物を皆さんに見ていただくという活用のほうは、これから検討していきたいと思います。

以上です。

Q. ホームページで見れるのと実際に見ると、テレビで見ると画像で見ると実物とは違うんだよね。もう全然感性が、特に子供なんかには。そういうことは令和3年度だけでも、僕は一般質問でやったときに、令和4年度は検討しますと言ったんだけど、4年度だからまずいんだけど、やっぱりそれは考えてほしいなという気はします。その辺についていかがですか。

A. 活用の方法を、4年度に検討していきたいと思います。

Q. 検討が検討に終わらないようにお願いします。

それと、もう一点、今度は2番のほうへいきます。

2番の事業内容の3つ目、美術館基本構想の策定業務委託が1,100万あるわけですよね。そして、その中の3番の事業の成果のところ、基本構想を策定することができと

書いてあるんですよね。ならば、できということは、ある程度決定したことが幾つか事項があると思うんですけれども、決まった事例をちょっと説明をお願いします。

A. 昨年度、美術館基本構想策定業務ということで1,100万円の予算を計上させていただきました。かなりデータ収集と言うんでしょうか、民間の企業の参入意向ですとか、あとは地元の方々への調査、その辺がかなり今回の委託業務の中心になっておりまして、ここに構想を策定することができたというふうに書いてありますけれども、単独で美術館をこのくらいの規模、また別のもうちょっと違った規模で策定する場合はこれくらいの事業費、これくらいのランニングコストがかかります。そういうものができたというところで、ちょっとその次の段に、今後の建設推進の指標となるものというような捉え方をさせていただいているんですけれども、完全な構想といいますと、そのデータを集めていろんな検討をした中で、今後どうするんだというような方向性が出てこないと完成品とはちょっと言えない、道半ばなのかなというような状況でありますので、建設推進委員さんの方々もいらっしゃいますので、その方々ともう少しその方向性を示せた段階でこれが一定の基本構想としてお示しできるのではないかなというふうに考えています。

昨年の予算を使った段階ですと、ある程度の検討材料、検討結果は出ました。ただ、その方向性までは少し付け加えられなかったというところで、申し訳ございませんけれども、策定という言葉、策定することができたというような表現をさせていただいておりますけれども、少し足りていないのではないかなというふうな感じではあります。申し訳ございません。

Q. この業務委託というのは、もう物すごく何年もやっているわけですよね、継続しているわけですよね。それで去年は1,100万も膨大な金額を費やしているわけですよね。それなのに美術館建設が、当初は修善寺温泉なのか何か所の予定地があって、候補地は1か所に決める、そしてこの間の答弁にありましたけれども、単独の美術館だけではランニングコストが6,000万から8,000万かかる。だから、ちょっと大きく複合的にエンターテインメントのような形にしようかということも一つの案として出ました。これは一つのあくまでも案であって、決定ではないんですよね。

ですけれども、僕から言わせると、もう何年も業務委託をしてだらだらと続いているということは、本当にこの美術館建設を僕はもう建設をしないんじゃないかと思うんですよね、個人的には。それで、僕、前の一般質問のときには、膨大なランニングコストがかかる場合は、市民の皆様からの民意の意見としては、これ賛成が得られないと思

うんですよね。ですから……

○委員長 すみません、決算に関係することで、自分の思いとかはまた一般質問でやっていただきと思います。

Q. ですから、そろそろ結論を出す時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

A. まさに委員おっしゃるとおりだと考えておりますので、今年度中に、先ほど活用のほうも検討しているというお話をさせていただきましたけれども、活用も含めて今後美術館、前向きに前進させる検討を、今後また建設推進委員さんの皆様方と考えると、市民の皆様にも認めてもらえる、また愛されるような美術館を考えていきたいと思っております。

以上です。

Q. 決算資料のほうでは272ページから273ページ、成果説明だと151ページになりますけれども、文化財保護事業ですけれども、572万5,000円が決算額として表示されています。しかしながら、この中に、成果説明の中だと表示されていないんですけれども、決算書のほうにはありますけれども、2点質問をします。

発掘調査委託料、これはどこの発掘をしているのかということと、もう少しその2つ下に文化財説明板設置工事とあります375万6,500円。これどこの文化財に説明板を設置したのか、この2点を質問いたします。

A. お答えいたします。

まず、発掘ですけれども、住宅の開発に伴いまして、昨年、東小学校遺跡というところの試掘確認調査を行いました。

それから看板ですけれども、補助金を使いまして、土肥地区に3か所、天城地区に2か所、修善寺地区に2か所の看板を建設させていただきました。

以上です。

Q. 最初の発掘調査のところがちょっと聞き取れなかったんですけれども、もう一回お願いします。

A. 東小学校遺跡です。

Q. それは、東小学校遺跡というのは、東小学校の中にあるんですか。

A. 東小学校周辺に広がっている遺跡の名前になります。

Q. そこは私有地ですか。

A. 私有地も含まれております。

Q. ということは、所有者が伊豆市でもあるし、個人でもあるわけですね。

そうすると、発掘調査料というのは、市が負担する分と市民が負担する分と分かれていますか。

A. 発掘調査につきましては、基本的には開発事業者が原因者負担という言葉がありますがけれども、開発事業者のほうで行っていただきますけれども、個人住宅等の建設に関して、市のほうで一定程度確認調査のみ、あるかないかというところの調査はさせていただいております。

以上です。

Q. そうしますと、その決算書にありますその上にあります上の項目、出土整理業務委託料は、これはこれに絡んでいるんですか。

A. こちらの出土品の整理委託に関しましては、現在、昭和55年頃に発掘調査を行いました大塚遺跡というところの出土品の整理を行っております。

以上です。

Q. それは、昭和55年頃と言いますから、継続してずっとその整理業務というものは委託しているわけですか、相当年数がかかっていますけれども。

A. この調査については、継続的ということではなく、台帳を作らなければいけないものが作られておりませんでしたので、台帳を作る新たな出土品整理をさせていただいております。

Q. 分かりました。

じゃ、次の文化財の説明看板ですけれども、地区名だけじゃなくて、どこの施設にどういうものを作ったかということを説明していただけますか。

A. 土肥地区では天正金鉾さんです。それから安楽寺さん、それから土肥神社のさつまころがしになります。天城地区ですけれども、天城神社、それから天城神社のお宮の椎の木、それから修善寺地区ですけれども、旭滝にあります虚無僧の墓碑、それから温泉場ですけれども、安達藤九郎盛長のお墓の説明看板になります。

以上です。

Q. 分かりました。

以上です。

Q. 説明資料の156ページです。資料館管理事業で、3年度に修繕とか工事で行っており

ますけれども、空調設備とか、また確か12月補正でも追加されたと思うんですけれども、このようにして整備を3年度に進めたんですけれども、3年度内の状況で来館者の推移であるとか、前年に比べてどのような変化が見られたであるとか、あるいはまたもしアンケートを取ってれば、来館者の評価とか、そういったものがありましたらお示しください。

A. やはりコロナの影響がかなり強くて、令和3年度もあまり増えている状況ではありませんでしたが、2年度に比べると平均的に毎月増えております。ただ、2年度につきましては、2月にアーティスト団体による美術展というのがありまして、それによってちょっと増えているんですけれども、月平均にしますと、やはりかなり3年度は減っております。減っているというか、コロナ前のときにあまり持ってっていないという感じですか。

A. まだ調べている最中ですので、私のほうから。

資料館については、先ほどのアーティストのものが今年2月に行われまして、そのときには大勢の方が見えられたというのは、自分も記憶しています。

今、社会教育課の方々が努力しているのが、企画展を打っています。これは今年度のものになってしまいますので、あまり言えないんですけれども、昨年3月にも頼朝に関わるものを企画したりだとか、それから2月にやったのは鬼の絵を描こうと、鬼のお面を作ろうとかというそういう企画をしまして、そういうときに募集をしたときには、応募はたくさんあります。ですけれども、一応コロナ禍なので人数制限しなくちゃならないんですよ。参加者は、人数的には数えられなくて、そんなに多くはならない状況でした。

これをクロスを貼り替えたりトイレを改修したから大勢になったかどうかというのと、ちょっと言えないのと、それから空調設備は、これは作品のほかのための空調も入っていますので、そういうような予算の使い方をさせてもらっていますけれども、昔に比べると、随分中は開放的ないい空間になっている、御存じだと思いますけれども、来ていただきたいんですけれども、それほどの課長も言いましたように、数としては増えている状況じゃないと思います。

感想が僕のところに回ってくるんですね、月に一度、1枚か2枚ぐらい回ってきます。それは、来た人の人数じゃなくて、書いてくれた人の人数ですけれども、あそこへ来る人は本当に求めて来た方ですので、とてもいいことを書いてくださって、中伊豆にこないところがあるとは知らなかったみたいなことを書いてくださっているのは目に

していますけれども、もっと増やしていく努力はしていくべきかなとは思っています。  
私からは以上です。

A. 来館者の人数ですけれども、827人です。

Q. かつての姿を知っているものですから、あの頃は本当に機能を果たしていないという実感があつたものですから、こうやって改修工事であるとか企画展、様々な工夫をされる中で、数字の上ではなかなか判断できないと思うんですけれども、結論として、この資料館の機能をアップしてその役目を向上させる努力が実感できているかなという、そういう感覚として捉えられているかなと思うんですけれども、その辺、執行者としていかがでしょうか。

A. 自分は自画自賛したいぐらいに本当に変わっていますし、トイレはとてもきれいになりまして、あと入ってすぐにワサビの畳石式の展示をしてありまして、大体ちょっといろんなことを入れ過ぎてしまって、内容が江川さんのものの掛け軸があつたりだとか、それから修善寺の文学のことを入れようとしたりだとかというのが、ちょっと方向が定まらないのがあって、もう少し方向を定めたらというようなことはありますけれども、伊豆市全体の郷土資料館ですので、それも致し方ないかなという内容です。

企画展については、先ほどおとしは自転車のこと、それから去年は頼朝のことと、そういうようなことを企画展打ちまして、そのときには来館者が多少増えていたと思います。コロナとの関わりがあるものですから、なかなか難しいですけれども、自分としては、先ほど委員がおっしゃったように、昔の倉庫の状態を考えますと随分郷土資料館らしくなったかなと思って、実感はしています。

Q. それでは、説明資料の161ページになります。

下段のその他社会体育施設ですけれども、この中で中伊豆弓道場というのがあります。中伊豆弓道場、自分の認識しているのは、中伊豆バイパスへ行く途中にある弓道場ですけれども、そこでよいのかということと、あと、この中伊豆弓道場の利用状況、利用者に清掃業務を委託しているとか説明があるんですけれども、そんな利用状況について教えてください。

A. この中伊豆弓道場は、八幡の中学の裏に、保福院の横に設置されている弓道場になります。

Q. 質問した理由は、ネットで中伊豆弓道場と検索したら、今言った中伊豆バイパスへ行く県道沿いに出てきたので、あそこは確か昔、かなり利用客があつたんですけれども、

今は本当に朽ちているような状態に見えるもので、それがどうなのかなという理解の上で質問したんですけれども。

そうすると、今の答弁にありました八幡にある弓道場というのは、利用者によって管理されている状態であるということですが、利用頻度というのはどのくらいでしょうか。

A. 中伊豆弓道会のほうで利用しておりますけれども、その利用状況はちょっとすみません、今確認できませんので、後日お知らせしたいと思います。→補足答弁 p. 56

Q. それでは、この弓道場に限定した予算執行の状況は分かりますか。

A. 利用状況をちょっと先にすみません。利用状況は、週2回利用されております。この決算のその他社会体育施設管理事業につきましては、白岩グラウンドも入っておりますので、振り分けをさせてもらって、後でお知らせします。

Q. 決算概要報告書の77ページ、体育施設や体育館、プールや利用状況が記されていますけれども、まずこれ1日平均というのは、利用者数を365で割っているんじゃないですね。まずそこを確認します。

A. 各施設の営業日数で割っております。

Q. 土日を除いた日数じゃなくて、営業日数。

A. 土日は除いておりません。あくまで営業日数。

Q. そうですか。土日を除いて割ったらちょうど平均の人数になったんですけれども、まあいいとして、狩野川公園のグラウンドとか狩野グラウンドが令和2年度に比較して増えているんですが、その辺はどのように捉えていますでしょうか。

A. その下の体育館とちょっと比較させていただきますと、やっぱり屋内施設につきましてはコロナの影響でかなり減っておりますが、グラウンドのほうにつきましては、比較的増えている施設が多いと思われまして、ただ、修善寺グラウンドは災害がありまして、一時使っていないときもありましたので、それが影響しているところもあると思われまして。白岩グラウンドにつきましては、主に少年野球チームが使っておりますが、使った日が少なかったんだと思われまして。

Q. そしたら、今度、成果説明資料の159ページ、狩野ドーム・グラウンド管理事業のほうなんですけど、ここに駐車場の借地料178万9,000円、令和2年度と比較して、細かいんですが1万9,000円減っているんですけれども、この借地の駐車場を令和3年度中に使用したという日数はどのくらいあるのでしょうか。



A. 駐車場の利用の日数までは、今ここでは分かりません。調べさせていただきます。→

**補足答弁 p. 56**

Q. 私が見ている限り、いつも言うんですけども、3回目かな、これ、全体を使っているのを見たことがないんですが。結局、今はウィズコロナなんですけど、コロナが終わってからも恐らく全体を使うということは少ないと思うんですね。少ないというか、もう可能性がないような気がするんですけど、その辺、借地ですので、返せるものだったら返すとか、また最終的に結論を出してもらえるようにしていただきたいと思えます。

以上です。

Q. 1点、説明資料の154ページの子ども読書活動推進事業の2の②に市内歯科病院へ絵本の配架というのがあって、本当に5万8,000円の少ない数字なんですけれども、子供たちに本をやるのはとてもいいことなんですけれども、今ちょっと病院に行きますと、歯科医院とかそれから湯ヶ島の小児科の病院、それから薬局なんかの本のコーナーを全部ビニールで囲って、今コロナで見られないような状態にあるんですけども、この決算では見られなくてもやったということでしょうか。

A. この本の配架につきましては、2年ごと歯科医と内科医で1医院当たり5冊の本を1年でお渡ししております。3年度につきましては、書いてありますが、歯科医院のほうに10か所、5冊お渡ししております、見ていない状況であってもお配りはしております。

Q. 分かりました。

Q. 成果説明157ページ、社会体育振興事業の中の事業の内容の中の4番の委託料あります。スポーツ事業委託料、県の市町駅伝の大会に関わるものだと思うんですけども、この業務委託はどのようなものを業務委託しているんですか。内容を教えてください。

A. 委託料ですけども、バレーボール大会……

Q. そうではなくて、県の駅伝大会での委託料212万3,000円の中身はどういう中身なんですかと、どういうことを委託しているんですかと。バスなんかもあると思うんですけども、ほかには。バスなんかはあまり金額は少ないと思うんですけども、バスは市のバスを使っているのか、どこのを使っているのか分からないですけども、中身について詳しく教えてください。

A. 駅伝に関しましては、練習を週に1回ずつ、土肥と修善寺でやっております。その練習の運営費と、あと当日の運営も入っております。→補足答弁 p. 56

以上です。

Q. 委託先はどこになるんですか。

A. スポーツ協会になります。

Q. 練習ですけれども、延べ何日ぐらいやっているんですか。

A. 毎週月・水で、7月から11月までやっております、ちょっと回数は。1日当たり1.5時間の練習の時間を設けておまして、その時間で計算して、修善寺につきましては19回です。そして土肥地区も同様に19回となっております。全部で38回になります。

Q. 分かりました。

Q. 1点だけ確認したいです。成果説明資料は148ページになります。中段の2の社会教育振興事業40万3,000円の決算額です。

事業の成果として、2番目に社会教育事業について、社会教育委員からの意見を受け、事業運営に反映することができたとあります。社会教育委員さんには、社会教育事業への提言とか、あとは教育委員会からの諮問、それを受けての検討を行っていただくという、そういう立場でありますけれども、具体的に令和3年度においてどういう諮問をされたのか、社会教育委員会の中でどういう議論がなされ、それに伴って御意見を伺ってどういった具体的な事業に反映することができたのかというところを説明していただきたいと思います。

A. 具体的に委員会のほうで審議されたのは、市の社会教育に係る事業、成人式とか健全育成大会、あと伊豆っ子宣言の活用についてとか、あと青少年健全育成大会については、表彰者の決定の承認をしていただいております。

それから教育委員会への諮問につきましては、3年度はなかったです。

A. 昨年度一番大きかったのは、成人式をこれからどうするのかということについて、一番深く審議していただいたと思います。今度、5年の成人式は、成人者が18歳になることについてどうするのかということと、名前を決めていただいて、どういう方々を参加させようかと。18にしようか、二十歳にしようかということですが、それが一番大きかったと思います。

もう一つは、2年度に策定しました伊豆っ子宣言をどのように市民に広げようかということについてお骨折りいただきまして、昨年度の青少年健全育成大会でも、委員長

自ら伊豆っ子宣言についてこういうことをやりたいと。一人一人の意見発表についても、伊豆っ子宣言についてぜひやってもらいたいということを社会教育委員のほうから学校へ働きかけをしていただいて、そのような取組が昨年度は一番大きかったです。以上です。

Q. お昼なので、もう終わりますけれども、今御説明いただいたとおり、成人式の件は成人年齢の引下げに伴って検討しなきゃいけないというところで、その辺の議論があったと思うんですけれども、私が聞きたかったのは、教育委員会からこれを議論してくださいと諮問した内容だけではなく、例えば社会教育全般について、社会教育委員会のほうから御提案があって、それを事業運営に反映した事例があるのかどうかということも聞きたかったんですけれども、それについていかがでしょうか。

A. 社会教育委員さんとは、委員長としていろんな場面で話をしているわけですが、やはり伊豆っ子宣言の具現化を、社会教育だけではなくて、学校教育の場でも広げてもらいたいということが一番だったと思います。

(討 議) なし

## 【市民部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について【所管科目】

(補足説明) なし

(質 疑)

## 市民課

Q. 附属説明資料の27ページ、2番目の消費生活指導事務事業ですけれども、今、消費生活相談を拡大していただいて、木曜日は時間外でやっていただいていますけれども、まず時間外をどの程度利用されたかという大まかな把握と、あと被害防止や被害回復に効果があったということですが、具体的な事例などありましたら、代表的なのがありましたらお示してください。

A. まず、実績ですが、3年度の途中から木曜日の夜の時間帯、木曜日の窓口延長7時までということだったもので、実質的にはなかったものでゼロ件になります。

ただ、主な相談業務、全体通しての相談業務でございますが、一番多い質問事項が通信販売に伴うトラブルがありまして、次が店舗購入によるトラブル、次が訪問販売によ

るトラブル、その中でこれはすごいなというか、やっぱり専門員が対応したという部分は、要するにクーリングオフできるものを的確にこれはできるからクーリングオフを  
しなさいよと。できないものは、最初からできませんよ、これはできないものだから購  
入業者さんとお話をしてくださいねという、やはり一概に専門的な知識を持っている  
ものですから、的確な判断をしていただけるという点が、毎日相談案件が全部上がって  
くるんですが、毎日毎日処理をしっかりとやっています、伊豆市はその部分、消費生活  
指導は十分できているなど感じています。

以上でございます。

Q. 分かりました。

こちらでは電話による勧誘であるとかそういうものは扱っていらっしゃいますでしょうか。

A. 電話による部分も扱っています。とにかく消費者被害に関係するものは全て相談に乗  
っております。

以上です。

Q. 大まかな相談状況は分かりました。

3年度1年間やってみて、そういった犯罪の傾向性というものはつかめていますか。

A. 今、毎日相談案件が全部上がるんですけども、一番多いのは、やはりインターネット  
で安売りのときに1回だけだと思って購入した部分について継続購入になっていた  
というパターンが一番多いです。

以上です。

## 税務課

Q. 2つ質疑をさせていただきます。

まず、説明資料の28ページ、税過誤納還付金についてなんですけれども、令和2年度  
は1,230万円、令和3年度は1,079万円と、令和2年度に比べたら減少しているんですけ  
れども、この過誤納金が発生する原因と再発防止について伺いたいと思います。

あと、もう一つが30ページです。地方税電子申告管理事業ということで、コロナ禍で  
感染対策防止のために苦労したと思います、確定申告。e-Taxの活用等で利便性は  
上がったと思いますけれども、少し令和2年度に比べて申告数が減っているんですけ  
れども、これはコロナの影響によるものなのか、あるいは自分で電子申告をする人た  
ちがe-Taxを使って増えているのかということで、個人事業主が混んで感染もちよ  
っとリスクもある中で、なるべく自分でやるようになれば負担も減ると思うんですけ

れども、市役所では減少した理由を把握しているのかということについて伺いたいと思います。

A. まず初めの税過誤納還付金のほうの御質問でございますが、令和2年度よりも令和3年度のほうで還付金が減っているというところでございますが、還付金につきまして、このまず原因なんですけれども、御説明にも書いてございますように、納税者の二重納付ですとか、あと所得更正、あと修正申告等々で最初に確定した税額よりも少なくなった、その場合に還付する事象があるんですが、これがどういう状況になっていくかというのはなかなか読めない状況がございまして、この数値というのは、過去の還付金の金額を参考にして平均値を取ったり、そういうふうな形で還付金を計上しているところでございます。

令和2年度よりも令和3年度が減ったというところですが、主に法人市民税の予定納税と、あと確定申告、法人市民税はあらかじめ予定申告、予定納税を前年度の税額に基づいてしますが、事業が終了して事業が確定しますと確定申告を行います。そうしますと、最初に前年度の計算上、予定納税このくらいになるよというのが確定申告において実はそんなに業績が伸びなかったというところで、その差額が令和2年度においては、やはりこれはコロナ禍における業績の悪化というところが原因して、当初の申告額と確定した納税額の差が、令和2年度はより令和3年度よりも大きかったというようなことが主に考えられます。それが令和2年度より少なくなったという理由でございます。

あと、その還付金の過誤納金が発生しないような再発防止と言いますか、その方策でございますが、やはりこちらも当初、納税通知書を送ります。納税者の方が納税通知書をなくしてしまったですとか、あと何かの関係で再交付をした関係で、1回納めたのをまた忘れてしまってもう一回納めたというような事象がございまして、そういうことで、私どもにつきましては、なるべくそういうことは気をつけてくださいねと言いたいところなんですけれども、そういう周知がなかなか個人に対して、全部全ての方にできるということではちょっとないものですから、その税の過誤納還付金の再発防止というところは、ちょっと具体的な防止策というのが見いだせないのが事実でございます。

2点目の地方税電子申告の関係でございますが、確定申告を毎年別館のほうで対面で行っておりますが、確かに3月議会ของときにもしかしたら申し上げたかもしれないんですが、e-Tax、電子申告の割合が年を追うごとに上昇していることは事実でございます。御自分でパソコンを使って電子申告をやられる方が多くなったというところ

ろが、やはり確定申告の来場者が少なくなっている要因かもしれません。

とはいっても、なかなか激変的に確定申告の来場者が減っていくという状況はまだまだないところでして、少しずつe-Taxの利用推進を周知・広報したり、確定申告の運用の仕方も考えながら進めていきたいというところで考えております。

以上です。

Q. 確定申告の関係なんですけれども、私もいつもお願いをしていたんですけれども、数年前から自分でできるようになって、教えてくれる人もいたりしたんですけれども、何かそういう市役所が密を避けるとか自分たちの業務を減らすために、講習会とかパソコンを使って、このページからこんな形で入ればできますよというような講習会みたいなものまでは考えていないのかということと、あと個人事業者は直接税務署に納めた場合というのは、市役所は共有しているのでしょうか。

その2点をお願いします。

A. 確定申告の議員御指摘の来場者を減らす工夫というところなんです、やはり今申し上げたなるべくe-Tax、機械を使って御自分でできるような形がだんだん望ましくなっているんですが、もう一つ、昨年度からスマートフォン、スマホを利用した確定申告の機能が向上いたしまして、むしろe-Taxよりもスマホを使って確定申告をされる方が増えてくれば、より確定申告を御自分でやる、来場しなくてもできるというようなところがございます。

研修会ですけれども、具体的にまだこれやりますよという確定はしていないんですが、委員おっしゃるとおり、スマホでの確定申告をやるために、例えば税務署の方に来ていただいて、市民もしくは職員を集めて、そこで講習会をやっていたらいいなというところで、今少しですけれども、税務署にはちょっとその辺のところのできるかできないかを働きかけてはおります。ただ、それが実現するということは、まだ未確定でございます。

Q. DXを伊豆市も推し進める中で、こういうデジタル化がどんどん進めば職員の負担も減ると思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

以上です。

## 環境衛生課

Q. 決算成果説明資料の70ページ、5番リサイクルセンター整備事業、よろしいですか。事業の内容として、基本設計業務委託とか解体撤去仕様とかいろいろありまして、事

業の成果として、新リサイクルセンター整備の発注に関わる基本設計を実施したとありますけれども、令和3年度中に新型コロナウイルスの影響で、建設費とか解体費もそうかもしれませんけれども高騰しているというようなことで、そこは十分考慮されて基本設計等をしてあるのかどうか、そこを確認させてください。

A. 新リサイクルセンターの整備につきましては、先ほど全員協議会のほうでも御説明させていただきましたように、現在プロポーザルによる業者選定の募集を行っている段階であります。こういう中で、募集に入る前にこの基本設計、昨年度行われたわけですが、その後、物価の高騰等見られましたので、事業者に参加見積りという形で、再度取り直し等を行いまして、この基本設計等が妥当な金額なのかどうかというところを精査して、今回の募集に至っております。

以上です。

Q. 今年2月に、令和3年度ですけれども、ロシアのウクライナ侵攻が始まったんですが、そこも十分考慮されると思うんですけれども、令和元年11月に財政シミュレーションに示された伊豆市の大型事業で、リサイクルセンターは13億8,000万だったんですが、今回9月1日の全協では20億を超えているということで、相当上がっているんですよ、事業費が。そこについて、十分に物価高騰とかその辺が考慮された上だと思うんですけれども、その辺、ロシアのウクライナ侵攻も考慮されているのかどうか。

A. 財政シミュレーションの基本資料を持ってこなかったんですけれども、令和4年度の当初予算のときに、実は債務負担行為を起こさせていただいて、約19億の債務負担行為を設定させていただきました。先般説明したのは、進入路のやっぱり道路改良が必要ですので、時期はずれますけれども、それが約1億ということで20億ということで、2年前の基本構想のときから19億くらいかかるというところはずっと来ていましたので、今年2月の影響で急に上がったという認識はありません。

また、先ほど見積りを取っていますので、その額で募集をしていきたいと思っております。

以上です。

Q. あと、事業の成果として、現施設のアスベストやダイオキシン、これも近隣住民への影響を考慮したとありますけれども、解体についてもやっぱりここ十分に注意しなきゃいけないと思うんです。大見川も隣を流れていますし、その辺で実績のある業者に依頼するしかないと思うんですが、そこは結構ですので。

以上です。ありがとうございます。

Q. 説明資料の67ページの下段にあります畜犬対策事業ですけれども、この中に猫の去勢避妊手術の助成金が決算されていますけれども、70件ということで予算と同じ件数なんですけれども、これはやはりそれだけの需要が多いということが考えられるわけなんですけれども、最近では動物愛護の観点から、保護した犬・猫を殺処分をなくすという運動が広まっているんですけれども、当市ではそのような運動に令和3年度、何らかの関わりというものはあったのでしょうか。

A. まず、猫の去勢手術の補助金ですが、委員おっしゃるとおり、70件満額の支払いが完了しております。大変野良猫も対応が多くて、一部では市民の善意をもって野良猫に餌をやったりという方も多々見受けられるものですから、そういう方を中心にこの去勢の手術のほうを行っていただいている状況です。非常にそういうことで、この補助金の需要が多いという状況です。

殺処分については、県のほうでは現在行っておりませんので、そういった野良猫に餌をあげたりとか、多頭飼育的なことをやっている方については、保健所とともに指導等に行かせていただいております。そのような状況です。

以上です。

Q. 殺処分を行われていないということになりますと、多頭飼育、飼育崩壊とかそういった場合に回収する、保護する猫がいるわけなんですけれども、そういう猫はどうなるんですか。

A. 保健所のほうと協力して、そういった多頭飼育等をしないような指導をさせていただいたり、一部保護もあるようですので、保健所とともに指導しているという状況です。

以上です。

Q. 実際には飼い切れなくなった猫の面倒までは、市では見ていないということが実態だというお話ですけれども、そうなると、やっぱり民間のお力をお借りして、今あちこちで行われている譲渡会であるとかそういうものへの関わりはありましたか。

A. 説明が一部漏れておりましたけれども、ボランティア団体等によって保護していただく等も実際には行われております。

以上です。

Q. 市が関わっていることはありますか。ボランティア団体に対する協力であるとか、広報であるとか、そういった会場提供であるとか、場所提供であるとかそういったもの、何らかの行政としてのボランティア団体との関わりはありますかということです。



A. 杉山委員の質問に対してなんですけれども、一応、ポチニャンの伝言板というのが各支所にありまして、そちらにそういう協会からの紹介のチラシを作っていただいて、それを周知するような形を取らせていただいています。

あと、ボランティアのほうからの相談とかあった場合には、一応保健所と相談して対応のほうをさせていただいています。

以上です。

## 清掃センター

質疑なし

(討 議) なし

## 【健康福祉部関係】

議案第52号 令和3年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について 【所管科目】

(補足説明) なし

(資料訂正) 決算概要報告書・決算成果説明資料について、修正箇所一覧表の配付

(質 疑)

## 社会福祉課

Q. 成果説明資料の57ページです。生活保護運営事業ですけれども、事業の内容の(4)なんですけれども、前年度国庫支出金返還金とありますけれども、前年度とは、要するに令和2年度のことでよね。それで、金額が5,471万3,000円と、かなり金額が多いんですけれども、それに至った原因というのは何でしょうか。

A. 令和3年度の返還金につきましては、生活保護の対象者に不自由が生じないということも踏まえて、予算額のほうをある程度多めに積算させていただいています。いざ保護者の方が増えたときにはすぐ支給できる状況をいつも保つということを踏まえて、金額を予算上計上させていただいていましたけれども、実際は生活保護の方の支給が少なかったということと、あと令和2年度にコロナの関係で医療扶助、病院の関係等がありますけれども、その部分がかかなり減ったということがございます。

Q. 予算上多く見たということなんですけれども、じゃ、どのぐらい見ていたのか、実際にはどうだったのかという数字的なことでお答えできますか。

A. こちらの概要報告書のほうの59ページのほうに記載があります。令和2年度の各所要額というか扶助額の記載がございます。こちらが実際に令和2年度に支出した科目になってございますけれども、実際国のほうに返還する部分がございますして、市のほうの負担が4分の1で、残りの4分の3が返還金となりますので、その部分の数字ということになります。

すみません、令和2年度の細かい数字につきましては、後で答えさせていただきたいと思います。→補足答弁 p. 55

Q. このことをお聞きしたのは、5,400万円てかなり高額なんですけれども、毎年毎年そういうふうなことをやってきたのか、それとも令和2年度のときに生活保護を受ける人がこれだけいるよということが多めに見ていたのか。それは令和元年度と比べてどうだったのか。見込みをするのが多過ぎたのかどうなのかということが、ちょっと金額が多いものですからどうかなと思って質問させていただきましたが、そこら辺の流れも併せて、後でいいですから報告していただきたいと思いますけれども、お願いします。

Q. 附属説明資料の39ページになりますけれども、上から3段目の重層的支援体制移行準備事業です。令和6年度からの重層的支援体制整備の実施に向けて移行段階ということなんですけれども、令和3年度で実績を『伊豆市の健康福祉』というところから見させていただきましたが、相談実績が延べ人数で載っているんですけども、同じ方が何回か相談に来ることもあると思うんですけども、内容別の件数、大まかな内容が書いてあるんですけども、事例別の相談件数、人数でなくて件数って分かりますか。

A. 主に介護と障害の関係、あと子育ての関係、生活困窮の関係、あと権利擁護、あと引きこもり、就労支援といったような部門で相談を受けてございます。

件数でございますけれども、介護の関係が131件、障害の関係が172件、子育ての関係が5件、生活困窮の関係が1,071件、権利擁護が448件、引きこもりが44件、就労は22件という形になっています。

[発言する人あり]

A. 件数に関しては統計を取ってなくて、延べ人数というような形で集計を取っていますので、今後、件数等を踏まえて集計を取りたいと思います。

Q. そうすると、相談に見えた方の人数を集計してあるということで理解しましたけれども、相談の内容、介護関係、障害関係の内容別のその、何というかな、同じ人が何回も

来ている場合もあるもので、そうではなくて、この事案に対してはどのような事案ごとの件数というのはまだ統計を取っていないということですか。

A. そうですね、個々にというような細かいところは取ってございません。ただ、相談を受けた件数につきましては、各課とか、あとはケアマネとか、あと相談支援員とか民生委員さんとか、あと本人、家族、あと就労事業所といったような、どういうところから相談を受けたというような集計はさせていただいています。

それとあと生活困窮に関しましては、病気や健康、障害といった部門とか、あと住まい、あるいは収入、生活費の貸付けといったようなもの、あと仕事探しといったような相談も個々に集計を取らせていただいています。

Q. それで、移行準備ということで、年々内容が充実されてきているということを確認しているんですけども、最終的に、重層的支援ということで、あらゆる困り事に対して対応できるような体制にさせていただけるということですけども、現段階でもかなり内容が充実しているというふうに見ているんですけども、令和3年度を通じてこのような実績があったということで確認させていただきました。今2年度から進めてきた中で、3年度、特に、ここにコロナの影響でということによって生活困窮の方が増えているということがありますけれども、実際に生活困窮の方に具体的な相談に対して効果があったことに対して、少し事例がありましたらお願いします。

A. こちらのほうに記載がありますけれども、昨年度、12ケースの問題解決のケースを会議の中で行っております。その中で分析をした中で、やはり障害の疾病が多いということで、発達障害や、あるいは統合失調症、あるいは認知症の方、あるいは知的障害者、そういう方が問題を抱えている方がいるよということと、あと、一つのケースに生活課題が3つとか5つとか複雑に課題を抱えているケースが多かったということがあります。それと課題の背景として、経済的困窮であったりとか、あるいは障害の特性の理解がなかったということとか、あるいは判断能力の低下が多かったというようなものが挙がっております。

それとあとキーパーソンにつきましては、同居の家族が多かったんですけども、そのキーパーソンにもやはり支援が必要だったというようなケースが、昨年度についてはそういうような方の相談が多かったということでございます。

Q. 分かりました。

今まででしたら個別に相談窓口が違って、それぞれがそれぞれに対応していたものですから、1軒の家庭で抱える複雑な複層的な課題に対してなかなか対応は難し

かったと聞いていますので、今回、令和3年度の事業を通じてそれが前進したというふうに捉えてよろしいですか。

A. そうですね、やはり相談をまず受け止めて、まず課題をインテークというか、情報をしっかり取って、そこで関係機関につなぐものはつないで、あるいは関係機関では対応できない場合はチームとなって支えていくというような仕組みを取らせていただいています。→補足答弁 p. 55～56

Q. 同じく39ページの生活困窮者自立支援事業について少し確認をさせてください。

そもそもこの利用の流れというのがどういう経緯でなっているのかということです。例えば民生委員さんからの情報なのか、御本人からの情報を基に動くのか、あるいは市役所のほうがある程度把握していてその支援の事業を始めるのかという、ちょっと流れが、すみません、分からないものですから、お願いします。

相談員が生活困窮者と協議を行った後にどんなようなアドバイス、個々によって違うとは思いますが、アドバイスを行って、生活保護の受給者になる前の自立支援を助成したのかということで、実績みたいなものとかがあればお願いします。

A. まず相談の受け方ですけれども、社会福祉協議会のほうに今現在委託をかけてございます。その中で生活の困る方については、まず社会福祉協議会のほうで貸付け等をやります。その貸付け等もやりながら、自立した支援をしていかなきゃいけないということで、自立相談支援事業というものを実施してございます。その中で、その困窮者に対してどういう生活状況とか、その辺の状況を把握しながら、ここの下の事業にありますけれども、家計相談支援事業ということで、まず家計の中で生活をどうしていくかというような、支出の整え、支出を是正するといいますか、そちらのほうをまずやるとか、あるいは住宅確保ということで、住宅等がない場合は住宅確保等の支援をしたり、あるいは就労ということで、就労がなければ、なかなか就けないということであれば就労の支援をするというような、生活全般的な支援を相談自立支援機関のほうで実施して支援をしているというような状況になります。

それと、自立支援事業のほうの相談件数、実績ということだったので、相談件数なんですけど、令和2年度が303件ございました。令和3年度が167件ということで、やはりコロナの影響等もありまして令和2年度が非常に多くて、令和3年度は少し減ってきているような状況になってございます。

Q. じゃ、もう一点だけ。

一般の市民で生活の苦しい方が、ちょっとけがをして仕事を少し休んでいるとか、体調を崩したなんていう人も多分いると思うんですけども、いきなり生活保護を受けたいんだけどみたいな相談が多分あると思うんですよね。生活保護をいきなり言われても、いろいろ調査をすると対象外だったりするので、そのときにこの自立支援で相談に乗るということで、解決できる部分については解決しているというような、そんなニュアンスでよろしいのでしょうか。

A. そういう形になります。

Q. さっき杉山誠委員が聞いていた39ページの重層的支援体制移行準備事業のところを見ていて、常々心配であるとか、ここで聞きますけれども、できたら部長に答えてほしいんですけども、ここで来年度の準備ということで備品購入をしていますよね。机、椅子、キャビネット、ワゴン、引き出しのカウンターを購入されています。健康福祉部って密ですよね。すごい密ですよね。コロナなのにこんな密なところでみんな仕事していて大丈夫なのかなと思うくらい密なところで仕事していて、移行準備をしているので、必要な備品を購入されて、これをどこに置くようにという、事業、来年、移行をやるようとしているんだらうというのがすごい心配で、スペースがあるんでしょうかということと、3年度は部屋は足りていましたかということ、これは決算で聞いていいかどうか分からないんですけども、大丈夫ですか。

A. 御心配いただいてありがとうございます。

今回、相談センターにつきましては、元の介護保険の事務をしていた、その前までは修善寺の包括支援センターが入っていたところなので、このセンター自体はあまり、密といえば密なんですけど、余裕はあります。

私どもの1階、2階の事務所につきましては、本当に大分密で、今も換気等で注意しているところなんですけど、やはりカウンターなんかも大変狭くて、市民の方も少し苦情といいますか御意見をいただいているような状況ではございます。

Q. すみません、ちょっと細かいところで申し訳ないです。

44ページの障害児総合支援事業の中の育成医療についてですけども、ここ最近ゼロなんですけど、これは該当者がいないのか、それとも、子供の医療費の助成制度があるもので、そっちで使っちゃって、使い勝手のいいほう、もちろん使い勝手はいいと思うんですけども、それで、そういった育成医療等は使っていないということなんでしょ

うかね。

A. そうですね、育成医療につきましては、ここ最近支出がございません。やはり議員がおっしゃったとおり、こども医療とかそういうところが充実しているということもありまして、こちらの件数がないというような状況でございます。

Q. もう一つお願いします。

説明資料の40ページですけれども、その他事務事業の中で(3)の備品購入費ということで、予算では要支援者避難所備品整備事業ということで、非常用介護食であるとかユニバーサルデザインフード、あるいは乳幼児用液体ミルクというのが予算計上されているんですけれども、決算にはその細かいことが載っていないんですけれども、概略、予算計上された備品が充足されたでしょうか。その状況を伺いたと思います。

A. そうですね、購入をさせていただいているのが、段ボールベッド、間仕切りとか10セット、あとパーテーションですね、パーテーションを買ったりとか、あとボックスのパーテーション、あるいは、ユナイテッドというトイレのテントといいますか、かぶせるやつですかね、そちらを買ったりとか、あるいは便袋とか、あとにおいを消す薬とか、あるいは組織用のセットというのを200回分購入させていただいています。

それで、ここは全てがこれで賄えるということじゃないものですから、またある程度継続させていただいて購入をしていきたいというふうに考えてございます。

Q. 要するに、介護食であるとか乳幼児の液体ミルクであるとか、予算計上されたものは充足されましたかということなんですけれども。

A. そこは、予算計上したやつで購入してございます。

## 健康長寿課

Q. 資料の41ページ、敬老会事業についてちょっと伺います。

敬老会事業はいろいろ少しずつ変わってきていると思うんですけれども、私が平成26年の区長のときぐらいにちょうど始まったと思ひまして、当時は各地区で、その前までは1か所に集まってバスなんかを出してやっていたのを、地域単位でということでは始めたと思うんですけれども、その頃は、参加してくれた人が対象で、例えば参加しなかった人を集計を取って、来ない人に対しては全くなかったんですけれども、それが、いろんな、多分、区長会なんかで異議が出ていると思うんですけれども、来ない人にも出したらどうかとか、そんないろんな経緯を踏まえて今があると思うんですけれども、

いつから、その参加できなかった方の祝い品等は地区に任せるようになったのか。

ここに書いてありますよね、地区に任せる、どこかに書いてあったな。要するに、来なかった人に関しても配り物をしてもいいよということになったんでしょうか。そこがちょっと確認できたらと思います。

A. 敬老会の関係ですけれども、今現在、イベントに地区で参加された方に対して2,000円の補助をしておりますが、参加されない方については、後からやっぱり品物を贈ったりすることがあって、そこについてはちょっと要望もあって、今、コロナとかでやっぱり参加人数が少ないとか、地域の中で貢献された御高齢の方に記念品を贈りたいとかということがありますので、今年は、例年どおり、イベントに参加された方だけに補助しているんですけれども、今年、ちょっと検討して、参加されていない方で地区が記念品を贈りたいという場合に、今アンケートを取っております、予算の関係も当然ありますので、その集計次第ではあるんですけれども、そういったことで、参加されない方に記念品を贈る場合にも補助ができたかなというふうに今考えているところです。

Q. すみません、ちょっと先日、防災訓練のときにそんな話を聞いたもので、いや、我々のときには参加者のみだよということで、市長のよく言葉なんかでも、1年に一度、着替えをしてきれいな格好をして参加して生きがいを持たせたいと、そのための事業であるからというようなことをしきりに言っていたものですから、令和3年度の決算ではなかったもので失礼いたしましたけれども、様子は分かりました。ありがとうございました。

Q. 附属説明資料48ページ、それから決算書の127ページです。中伊豆交流センター管理事業についてお伺いいたします。

中伊豆のこちらは、平成3年1月17日から、同じく3年12月9日まで臨時休業していたわけですが、平成2年度に関しましては約2か月半、3年度に関しましては約8か月半の休館だと思います。2か月半の休館、それから平成3年度、8か月半の休館ですが、前年度に比べまして、8か月半の休館であるにもかかわらずかなり多い数字の決算額だと思うのがあります。

例えば機械等燃料費、これは平成2年が70万788円、これは平成2年度です。平成3年度が131万9,076円。平成3年度のほうが休館が長かった割には数字が多いんじゃないかなと思います。それから、清掃手数料、平成2年度が9万9,000円、平成3年度が40万4,800円。それから温泉機械点検委託料、これが平成2年度69万3,000円、平成3年

度79万7,500円。それから、この温泉使用料というのが平成2年度も3年度も200万ですけども、これについては毎年同じというような何か取決めのようなものがあるでしょうか。それらについて教えていただきたいんですけども。

A. 議員おっしゃるとおり、中伊豆交流センターの総事業費を見ますと952万4,000円ということで、令和2年度と令和3年度、令和3年度については若干増えているような形になっております。それで、令和3年度も1月17日から12月9日まで休館とはしてはいたんですが、こちらの温泉なんですけれども、1回視察もしていただいたということは聞いておりますが、ポンプ自体を常時動かしていないと、レジオネラ菌だったり、あとポンプが壊れてしまうというようなことがありますして、継続的にポンプを動かしていたというような実態があります。

それと、11月からは試運転をしておりますして、もう稼働に近いような形で動いていたものですから、そういったポンプを常時動かすようなことで、金額は変わらないんですけども、ポンプの修理なんかも入りますので、逆に増えてしまったというような形になっております。

以上です。

Q. 分かりました。

この温泉使用料についての200万円というのは2年度も3年度も200万ですけども、これは契約か何かの関係で同じになっているんでしょうか。

A. こちらの200万円も、温泉を今いただいているものですから、これは契約でいただいているものですから、同じ金額で契約させていただいているという形です。

以上です。

Q. 分かりました。

これは使っても使わなくても同じ200万円ということなんですか。

A. そうですね、個人の方に契約をしておりますので、それはあくまで引湯という形で固定の金額というふうな形になっております。

以上です。

Q. 1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。成果説明資料は41ページです。下から真ん中辺りか、3番目の在宅福祉事業1,991万円の決算額ですけども、うち、事業の内容の(1)の緊急通報システム利用実人数は22名、決算額が62万2,000円ということなんですけれども、この実利用人数は、市のほうが把握している、持ってい



ただきたい対象となる方に対してどれくらいの普及率の人数なのかということと、あとは、この緊急通報システムがあったがために、例えば通報によって医療の支援を受けることができたとか、例えば、分からないですけれども、事故に巻き込まれることがなかったとか、いろんな例があると思うんですけれども、そんな事例があったらちょっと教えていただきたいと思います。

A. 緊急通報システムの22件で、昨年も質問をしていただいたのかもしれないんですけれども、独り暮らし老人の高齢者の人数として、令和3年は2,991人が対象者というかそういう方になっております。

実際に緊急搬送とかにつながった数字は確認させてください。よろしいでしょうか。

→補足答弁 p. 56

Q. じゃ、また後ほど事例については教えていただきたいんですけれども、そういった例えば利用人数も含め、実例等も含めた中で、令和3年度、この緊急通報システムの事業を行ったことによる総括みたいなのはどんなふうにされていますか。

A. これも緊急通報システム自体の利用者をとにかく増やすということじゃなくて、やはり必要な人に届くということが大事ではありますので、周知とか、包括支援センターだとか、そういった直に、困った認知の方とか、つながりが一番強いと思うんですけれども、そこへのしっかりとした周知だとか、あと広報的なことをしっかりとやっていかなきゃいけないかなというふうに考えております。

以上です。

Q. じゃ、最終的にはこの緊急通報システムという事業は、在宅福祉に有効な事業であるということで確信しているということよろしいですか。

A. そうですね、いざというときに、やっぱりこれから独り暮らしの高齢の方は増えてくるということが予想されますので、やはりこの事業は残して活用していきたいと思っております。

以上です。

Q. 説明資料の48ページの2、老人憩の家管理事業です。それで、事業の成果のところでお風呂がなくなったということで利用者数が251名にすごく減っているわけです。この人数に関しては皆さんはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

A. 利用者数として、これは温泉以外の公民館というか、部分なんですけれども、令和2年が236人で、令和3年が251人、増えたというそのことでは当然ないものですから、そ

れと、やっぱり使っている方が、団体がある程度限定されているということもありますので、現状、使えるところは使っていくのかなと思っていますので、活用できるところは活用していきたいなというふうに考えております。

以上です。

Q. 団体が利用しているということを今おっしゃったんですけれども、ならば、団体というのは何団体が使っているわけですか。

A. 少し少ないんですけれども、団体というと、ロコトレって、体操、介護予防なんかで使うものと、あと2団体ほどというふうに聞いております。

以上です。

Q. ロコトレともう一つ何て言いましたか、聞こえなかった。

A. 遺族会とかは聞いておりますが、それ以外は、すみません、今すぐ分からない状況です。

Q. ということは、地域の老人会だとか敬老会だとかいろいろ団体はあるわけですよ。そういう方々も現実的には使っていないということなんだよね。

ということは、ここの利用価値がもうそろそろないということで、皆さん努力していないのかなという感じがします。それについてはいかがですか。

A. 努力というか、過去の経緯から使っていただいているんですけれども、そうですね、この使い方とか、ちょっと将来的なこの建物の在り方とかというのは今後検討していかなければいけないなというふうに考えておりますけれども。

Q. ちょっと答弁しにくいと思うんですけれども、せっかくこれだけの施設があるんだから、やっぱり廃止するまでは、この建物をまだすごく使えるわけですよ。やっぱり利用すべき皆さんを募って利用者を増やすべき努力する必要があると思うんですよね。その辺をまずお願いしますということですね。

それからもう一つ。一昨日、私はこの老人憩の家の周りを散策してきました。そうしたら、まあ草はぼうぼう、植木はもう伸び放題、そして家が2軒ある、1軒のほうにもヨシがかかって日影になる。畑も御存じのとおり。そういうことを見たときに、ここの草刈りとか剪定は年何回やりましたか、去年は。

A. 今、手持ちの資料で持っていないものですから、すぐに分からないんですけれども。

今不明なんですけど、適正に管理する必要があると思いますので、また確認させていただきたいと思います。

Q. ここの事業内容の1番のところですが、シルバー人材センターさんが施設管理業務委

託と書いてあるわけですよね。そうすると、シルバーさんがおたくの意向で年に何回やるといのは決まっていらないんですか。伊豆市でもいろいろな施設があるんだから、当然、周りの家に迷惑がかかるとかそういうことがあると思うんですよ。その辺は。

A. こちらの施設管理業務委託料ですけれども、草刈りの業務まで入っていないものから、そこはしっかりとうちが管理しなきゃいけないかなというふうに思います。

Q. シルバーさんにはその範囲は入っていないということですか。

A. こちらの施設管理業務委託なんですけれども、鍵の管理だとかそういったものをしていただいているということですので、草刈りの業務は入っていないということです。

Q. ということは、この老人憩の家だけじゃなくて、市のおたくさんの管轄になる施設なんか数多くあるわけですよ。そうした場合にすごく、さっき言ったとおり、隣接している家だとか畑だとか田んぼとか、皆さんに迷惑がかかるんだよね。こんなのって、やっぱりちゃんと、せっかく管理委託ってあるんだから、その中に入れ込むとか、年に3回とか4回、草刈りとか木の剪定をするとか、そういうのは絶対必要だと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

A. 議員おっしゃるとおりで、以前、通常にお風呂をやっていたときには、シルバー人材センターさんの方は、少し草取り程度はやっていただいていたと思います。今やっていないので、草もああいような状況になっていると思います。以前はやはり部の職員も年に何回か、やはり下の家の方からちょっと苦情もあつたりしたものですから、自分たちでやっていることもありましたので、今後、現場のほうを確認して早急に対応したいと思います。

Q. 以前、ここの老人憩の家にエアコンを設置するとかいうお話がありまして、大分それで意見交換なさったと思いますが、今回の決算書の中にエアコンに関する事項は一切ありませんので、これはおやめになったということでしょうか。

A. 昨年、予算審議のときにお話、議論されたと思いますが、これは令和4年度の予算ということで、今は計上されているような状態にあります。

Q. はい、分かりました。ありがとうございます。

## 子育て支援課

Q. 説明資料の49ページ、2の児童福祉事業、その事業内容のところの一番下の高等職業訓練促進給付費についてです。

これは決算としてゼロとなっております。令和2年度もゼロだったと思います。このひとり親の方たちの職業の訓練、資格を取得したりとかということに関する生活費の支給というふうな仕組みかと思うんですけども、これのゼロという、実施されていないというのはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。周知されていないとか認識されていないとか、どんなふうに捉えているのか教えてください。

A. この高等職業訓練促進事業でございますけれども、これは、父子家庭、母子家庭の親が、就職に有利な生活の安定につながる資格を取得するという事業でございます。専門学校等の受講期間のうち一定期間についての学費の補填や、受講終了後に一時金を支給するというものでございます。これにつきましては、非課税世帯や課税世帯によって支給額が異なりますが、上限4年までということになっております。

この周知につきましては、「育てて育つ」というこの小さい冊子がありますけれども、これにも載せてありますし、周知はできていると思っています。

これにつきまして件数がゼロ件ということで、今年度につきましては1件申請が来ております。この制度につきましては、ひとり親というかその家庭を助けるために有意義な制度だと思っております。

以上です。

Q. 先ほどの「育てて育つ」、その冊子を見たことはありますが、どのくらい普及、やはりこういう支援というのは、それを必要とされている方のところに届くことが一番大事な点だと思うんですけども、それを配ったからそれが届いているというふうに認識されているというふうに今聞こえたんですが、そのほかにはどのような手だてで、やっぱりこの事業がゼロというのはちょっとどういうことなんだろうなと思ったもので伺っています。

A. 主幹のほうから回答させてもらってよろしいでしょうか。

A. 子育て支援課の梅原です。よろしく申し上げます。

周知のほうですけれども、一般的ではありますが、ホームページ等の掲載等になっております。

この件数がゼロ件ということが続いたということなんですけれども、議員おっしゃるように周知が足りないということもないとは言い切れないとは思っておりますので、今年度、先ほど課長の回答にも、申請があるということで回答させていただいたんですけども、今後につきましても周知のほうを、こういった困っている家庭が今後これによって助かって、お母さん、お父さんが就職につながるように努めていきたいと思いま

す。

以上になります。

Q. 1点、52ページの病児・病後児保育事業ということで、子供が急に体調を壊したり、仕事を休めない保護者の支援がされた、コロナ禍で感染予防がと書いてありますけれども、コロナで子供がかかってしまったりした子の対応はどのようにしたのでしょうか。コロナにかかった子はもちろん来れないでしょうけれども、濃厚接触者になってしまったときなんかの対応はどのようなことをしたのでしょうか。

A. 主幹から、よろしいでしょうか。

A. コロナウイルスに感染した、もしくは濃厚接触者になってしまったというお子さんに関しては、こちらの施設のほうの利用ができないということで、お受けしておりません。保健所等の指導の下、自宅療養という形で、コロナにかかったお子さんに関してはお願いしているところでございます。

以上になります。

Q. じゃ、困ってしまったというのはどうしたら、どういうふうな指導をしていましたでしょうか。どういう、ほかに方法があるか。別にそういうことはなかったですか。そういう声は聞こえなかったでしょうか。

A. コロナにかかってしまってこちらの施設を使いたいとか、そういった御意見はいただいておりません。

(補足答弁)

A. 先ほどの生活保護の返還金のことで説明させていただきます。

令和2年度が全世帯で168世帯ございました。令和元年度が181世帯ということで、令和2年度は令和元年度を基に予算計上しています。実際は生活保護者数が減少したということで、返還金のほうが多くなっております。

それと、当初、生活扶助費、あるいは医療扶助、あるいは介護扶助といったものを予算で国庫補助ということで実際は申請を行ってございましたけれども、申請時が生活扶助費が1億1,800万、実際が9,300万になります。それと医療扶助が、申請が1億6,800万、それで実際が1億3,800万、介護扶助が、予算補助の申請が1,081万、実際が1,060万というような形になっていまして、そのトータル的な返還額が記載したとおりの金額というような形になります。

あと杉山誠委員のほうの先ほどの実人員はということでしたので、そこを少し説明させていただきます。

重層的な支援ということで、相談件数の実人員ですが、170になります。主に医療・疾患の関係が7、あと高齢・介護の関係が23、家計・経済面が6、あと後見、あるいは権利擁護の関係が10、あと困窮・就労が26、あと障害・心理的というところが15、あと住まいとか多頭飼育の関係が5件というような形になってございます。

A. 健康長寿課からは、資料の41ページの在宅資料の緊急通報システムの事例ですけれども、救急搬送した事例が2件あったというふうに聞いております。

以上です。

(討 議) なし

(補足答弁)

A. 先ほど答えられなかった件につきまして、3つほど答えさせていただきます。

まず、杉山誠委員から質問のありました中伊豆弓道場の維持費につきましてですけれども、浄化槽の保守点検等の委託料が6万4,000円、それから、電気料が3万1,000円、合計で9万5,000円となります。これが中伊豆弓道場の関係になります。

それから、下山議員の狩野ドーム・グラウンドの駐車場の件です。利用日数ですが、恐らく大きい大会があったときに利用しているということで、令和3年度は20日間です。20日間の利用でした。

それから、杉山武司委員の社会体育振興事業のスポーツ事業委託料の件なんですけれども、212万3,000円についてですが、先ほどの説明では、当日の運営費と練習会の運営費ということで説明をさせていただきました。その金額は177万1,000円。そのほかにスポーツ事業の委託料としまして、地区対抗バレーボール大会の運営委託を行っております。これが35万2,000円、合わせての212万3,000円となります。

Q. 今の説明ですと、この成果説明の資料の中には、県の駅伝大会のと書いてあるんですね、括弧書きで。それにプラス、バレーボールも含まれていると。記載ミス、漏れ。

A. 記載ミスというよりも、「等」というのを入れ忘れちゃったということです。

Q. そういうことだね。漏れだね。

A. はい、漏れです。すみません。申し訳ございません。

以上です。ありがとうございました。

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。